

## 第4章 地方自治体の財政状況

### 4-1 地方自治体財政クラス分類

地方自治体の財政規模を相対的に比較する場合、財務省（DOF）による過去3年間の平均歳入別の1等級から6等級のクラス分けが一般的に用いられている<sup>1</sup>〔DOF省庁令（DO）31-21号、2001年11月〕。この地方自治体財政クラス分けの基準は次表のとおりである。

（単位：百万円）

州	
クラス	平均年間歳入（過去3年間平均）
1等級	255～
2等級	170～255
3等級	120～170
4等級	70～120
5等級	35～70
6等級	～35
市	
クラス	平均年間歳入（過去3年間平均）
特 別	（大統領令465号による指定）
1等級	250～
2等級	155～250
3等級	100～155
4等級	70～100
5等級	35～70
6等級	～35
ムニシパリティ	
クラス	平均年間歳入（過去3年間平均）
1等級	35～
2等級	27～35
3等級	21～27
4等級	13～21
5等級	7～13
6等級	～7

出典：NSCB

このDOFによる自治体財政クラス分類は自治体の予算編成時の制限に利用されたり（例として、職員への手当支給額総額の人件費全体における比率の上限が1等級から6等級まで異なって規定されている）、政府系金融機関からの自治体の借入金の上限や借款／グラント比率、事業実

<sup>1</sup> 参考までに、自治体の民間金融へのアクセス促進を目的に民間銀行からの貸付保証のために設立された自治体保証会社（Local Government Guarantee Corporation：LGUGC）〔フィリピン銀行組合が38%、フィリピン開発銀行（DBP）が37%、ADBが25%の株を保有〕も自治体の貸付信頼度レーティングを公表している。A～Dまでの4段階信用度ランクで、61州（全体の約77%）、78市（約67%）、286町（約20%）がリストに入っている（付属資料1、参照）。

施の際の自己負担比率などの規定に利用されている<sup>2</sup>ほか、ほかにも自治体の財政規模（財務能力）を異なる2つの自治体間で比較する際の指標などにも用いられる<sup>3</sup>。

各自治体（州、市、ムニシパリティ）のランクを示すリストを付属資料3. に示す。

この自治体財務クラス分けは上述のような自治体の財政規模の判断材料となり、複数の自治体を相対比較する際に財務規模の相違を簡易に把握する1つの指標ともなり得る。例として、地域別の自治体（ムニシパリティレベル）の地理的分布傾向を次表に示す。

地 域	町の総数	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	平均等級数
CAR	75	3 (4.0%)	4 (5.3%)	2 (2.7%)	25 (33.3%)	38 (50.7%)	3 (4.0%)	4.3
Region I	117	5 (4.3%)	10 (8.5%)	21 (17.9%)	52 (44.4%)	29 (24.8%)	0 (0.0%)	3.8
Region II	309	13 (4.2%)	24 (7.8%)	44 (14.2%)	129 (41.7%)	96 (31.1%)	3 (1.0%)	3.9
Region III	116	22 (19.0%)	19 (16.4%)	25 (21.6%)	42 (36.2%)	8 (6.9%)	0 (0.0%)	3.0
Region IV-A	132	35 (26.5%)	13 (9.8%)	12 (9.1%)	41 (31.1%)	30 (22.7%)	1 (0.8%)	3.2
Region IV-B	66	9 (13.6%)	9 (13.6%)	7 (10.6%)	26 (39.4%)	14 (21.2%)	1 (1.5%)	3.5
Region V	106	6 (5.7%)	10 (9.4%)	16 (15.1%)	46 (43.4%)	28 (26.4%)	0 (0.0%)	3.8
Region VI	117	3 (2.6%)	9 (7.7%)	17 (14.5%)	68 (58.1%)	20 (17.1%)	0 (0.0%)	3.8
Region VII	120	1 (0.8%)	12 (10.0%)	13 (10.8%)	46 (38.3%)	47 (39.2%)	1 (0.8%)	4.1
Region VIII	138	3 (2.2%)	5 (3.6%)	11 (8.0%)	42 (30.4%)	72 (52.2%)	5 (3.6%)	4.4
Region IX	65	1 (1.5%)	6 (9.2%)	16 (24.6%)	29 (44.6%)	13 (20.0%)	0 (0.0%)	3.7
Region X	86	3 (3.5%)	6 (7.0%)	9 (10.5%)	32 (37.2%)	34 (39.5%)	2 (2.3%)	4.2
Region XI	42	9 (21.4%)	9 (21.4%)	14 (33.3%)	9 (21.4%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	2.6
Region XII	45	12 (26.7%)	10 (22.2%)	16 (35.6%)	7 (15.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2.4
Region XIII	70	5 (7.1%)	6 (8.6%)	10 (14.3%)	19 (27.1%)	29 (41.4%)	1 (1.4%)	3.9
ARMM	54	3 (5.6%)	3 (5.6%)	7 (13.0%)	22 (40.7%)	18 (33.3%)	1 (1.9%)	4.0

出典：BLGF 及び DOF（クラス分類資料）を基に筆者作成

上表のように、CAR、ビサヤ諸島、ミンダナオ島中央部では財政規模の小さいムニシパリティが相対的に多く、反対にミンダナオ島東・南部に財政規模の大きいムニシパリティが多いといった傾向が分かる。

## 4-2 地方自治体の歳入

### (1) 内国歳入割当金（IRA）の分配状況

IRA<sup>4</sup>とは中央政府の歳入（税収その他）の40%が地方自治体の人口や面積等に基づいて配分される交付金である。1991年の地方自治法制定前は地方自治体への予算配分はプロジェクトベースで行われており、中央政府の歳入の約20%にとどまっていた。

地方自治体は交付されたIRAと自主収入（Own Source of Revenue：OSR、地方税や許認可料他）を総歳入として自治体の行政を行っているが、OSRの大小により総収入に対するIRAの比率（IRA依存率）は異なっている。このような中央政府と地方政府の予算分配について、JBIC報告書<sup>5</sup>は地方政府の自主財源比率（すなわち100%－IRA依存率）につき下記のような国際比較を行っている。

国名	ベトナム	中国	タイ	インドネシア	フィリピン
年	2003	1999	2002	2000	2001
地方自治体歳入／ 国家総歳入	24.1%	51.1%	3.1%	5.35%	7.2%
地方の自主財源比率	46.0%	69.5%	19.1%	17.3%	36.2%

ここで注目されるのは、第2章において述べたように分権化が急激でありかつ他国と比べ地方に委譲された権限が最も大きいとされるフィリピンとインドネシアにおいて地方自治体歳入の対国家総歳入に占める比率が比較的に低いという調査結果が出されていることである。

一方、世界銀行報告書<sup>6</sup>によれば上述の歳入ベースではなく支出ベースでは下記のような国際比較がなされている。

国名	ベトナム	中国	タイ	インドネシア	フィリピン
年	2002	2002	2001	2002	2001
地方自治体支出／ 国家総支出	48%	69%	10%	32%	26%

<sup>2</sup> 例えば地方開発基金（MDF）においては、自治体財政クラス別、セクター別、自治体レベル別（州か市かムニシパリティか）により、貸付条件に詳細な規定がある（MDFについては後述）。

例：固形廃棄物処理に係る事業目的でのMDF使用：ムニシパリティと州の場合1等級と2等級自治体は借金は事業費の60%、3等級と4等級自治体は45%、5等級と6等級自治体は40%、など。

<sup>3</sup> 地方自治体が中央政府やドナー向けの事業要請書に、自分たちが5等級や6等級であることを財政支援の必要を訴える理由として強調する場合などもある。

<sup>4</sup> フィリピン政府職員（特にLGU職員）はIRAを「アイラ」「イラ」「エラ」などと呼ぶことが多いので注意が必要。

<sup>5</sup> 開発金融研究所報第25号（2005年7月）「地方分権：東アジア諸国のインフラ整備に対するインパクト」（竹内卓朗）

<sup>6</sup> “East Asia Decentralizes - Making Local Government Work-”（2005, The World Bank）

上表によれば、第2章で述べたように「政治改革ではなく行政機構改革、財政改革を主とした政変を伴わない漸次の分権化」を遂行しているベトナム、中国が国家総支出に対する地方自治体支出の比率が高くなっているのに比べ、「法制化はされているが実際に分権化が進んでいない」タイは比率が低く、フィリピン、インドネシアのような政治改革主導による分権化を進めた国はその中間となっていることが示されている。

IRAの配分比率については過去様々な論議がされており、その論点としては、IRAの地域ごと（州別、町別）の配分が地方の開発ニーズに必ずしも一致しておらず、最も中央からの財政補助を必要としている地域に配分されていないといった論や、IRAの現在の配分比率が逆に地方自治体間の格差を増長しているという論である。また、中央政府歳入（国家歳入）の地方への配分比率について引き上げ要求もなされてきた。詳細は第2章を参照のこと。

IRAの依存率の高い自治体（すなわち独自歳入が少ない自治体）ほど自治体の財政規模は小さくなる。ムニシパリティレベル全国平均でのIRA依存率と自治体財務クラスとの相関を下記に示す。

財務クラス	IRA 依存率 (%)
1 等級	68.3
2 等級	80.9
3 等級	82.2
4 等級	86.0
5 等級	91.0
6 等級	92.9

出典：BLGF（データは2003年）を基に筆者作成

すなわち、自治体の財政規模を左右するのはIRA配分（面積、人口を加味したうえで全国のそれぞれの自治体レベルで均等割）であると同時に、独自歳入の大小である。

## (2) 中央から地方自治体への資金配分

中央政府から LGU に配分されるのは上記の IRA 以外にも下記のようなものがある。

### ① LGSEF (Local Government Service Equalization Fund)

分権された業務を実施するのが困難な自治体への追加調整分配金。エストラダ政権の EO48 で IRA の一部を流用して特定の地域へ分配され、2004 年までに 50 億ペソが計上された。これの未払い分の配当が 2005 年まで行われていた州もある。2006 年にも一部自治体への未払いが残る可能性がある。

### ② LAAP (Local Affirmative Project Fund、上記 LGSEF の残額 10 億ペソを名称変更)

### ③ PDAF (Priority Development Assistance Fund)

下院議員が使用目的を指定できる地方開発予算(通称ポークバレル)。ラモス政権下では Countryside Development Fund、エストラダ政権下では Rural and Urban Development Infrastructure Program Fund 等と名前を変えて継続されてきた。

### ④ 国家資源配分（鉱山や発電所などの税収の鉱山所在地自治体と中央との配分）

### ⑤ タバコ税配分

### ⑥ 経済特区での税収の所在自治体と中央との配分

### (3) 地方開発資金

地方開発資金（Municipal Development Fund：MDF）は地方自治体への貸付資金（リボルビングファンド）として1984年に運用が開始された。1991年の地方自治法により自治体の金融機関へのアプローチが可能になったが、脆弱な自治体財政に対する低い貸付信用度により民間資金の融資が進まないのに対して国家予算（外国援助資金）を地方に流すためにつくられた仕組みである。1998年の大統領令41号でMDFはDOFの一部署の担当業務から独立した付属機関（MDFO）に移管された。貸付資金源は、国際機関／二国間借款、国内、国外からのグラントや寄付、自治体からの返済金による。2004年現在で総利用自治体数は延べ2,792、総貸付額は約166億ペソに達する。金利は年12%、一般プロジェクト目的の利用は15年返済（3年据え置き）、最大貸付額は前出の1～6等級により制限がある。条件として、自己負担金の確保、支払いが滞った際にはIRAからの強制徴収が認められている（2004年時点の統計では自治体からの返済金の約7%はこのIRAからの強制徴収）。なおMDFOは2004年の大統領令第252号<sup>7</sup>でフィリピン政府系銀行（LBP）に移管され、同資金の名称はMFC（Municipal Funding Cooperation）に変更されることになった<sup>8</sup>。

### (4) 自治体歳入の分野別歳入状況

各自治体の年間歳入をその歳入源に分類し自治体レベルごとに全国平均したものを次表に示す。

---

<sup>7</sup> 世界銀行支援にてDOFが1996年に作成した“LGU Finance Framework”による。

<sup>8</sup> 現在は運用開始に向けてシステム整備が進められている。

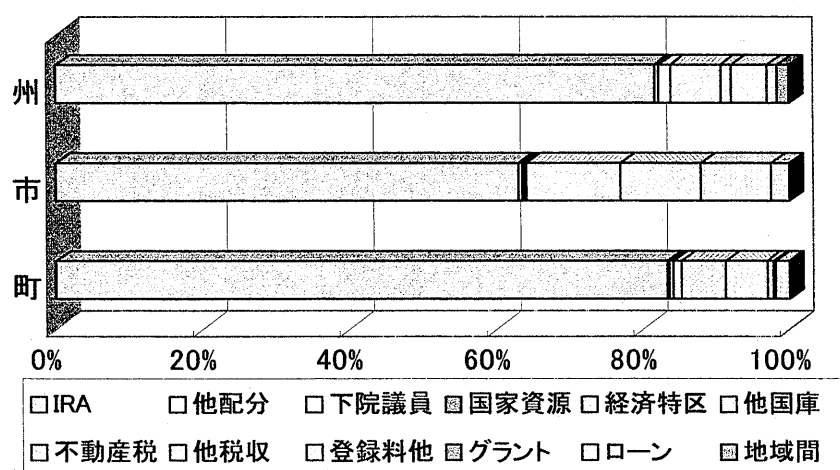
(単位：ペソ)

項目／自治体レベル	州 (全国平均)	市 (全国平均) *	ムニパリティ (全国平均) *
国庫より	436,138,700 (83.6%)	250,985,712 (64.1%)	32,605,548 (85.1%)
IRA	424,960,031	246,250,076	31,875,746
その他配分金	2,653,481	2,014,751	10,620
下院議員予算	91,772	83,333	4,903
国家資源配分	1,201,840	852,232	128,590
経済特区税収配分	16,380	1,282,872	221,070
その他	7,215,197	502,447	364,618
独自収入	68,926,863 (13.2%)	130,262,772 (33.3%)	4,833,322 (12.6%)
不動産税	35,882,701	50,037,175	2,327,007
その他税収	7,742,075	43,040,486	2,141,697
税収外 (登録認可料他)	25,302,089	37,185,111	364,618
特別収入	16,374,305 (3.2%)	10,134,916 (2.6%)	867,451 (2.3%)
グラント	206,489	452,950	143,752
ローン	7,312,871	9,526,204	641,779
地域間資金移動	8,854,945	155,761	81,920
総計	521,439,869 (100.0%)	391,383,400 (100.0%)	38,306,320 (100.0%)

\* マニラ首都圏は除く

出典：BLGF (データは 2003 年) を基に筆者作成

また、歳入源ごとの総歳入に占める割合を自治体レベル別 (州、市、町) で比較したものを下図に示す。

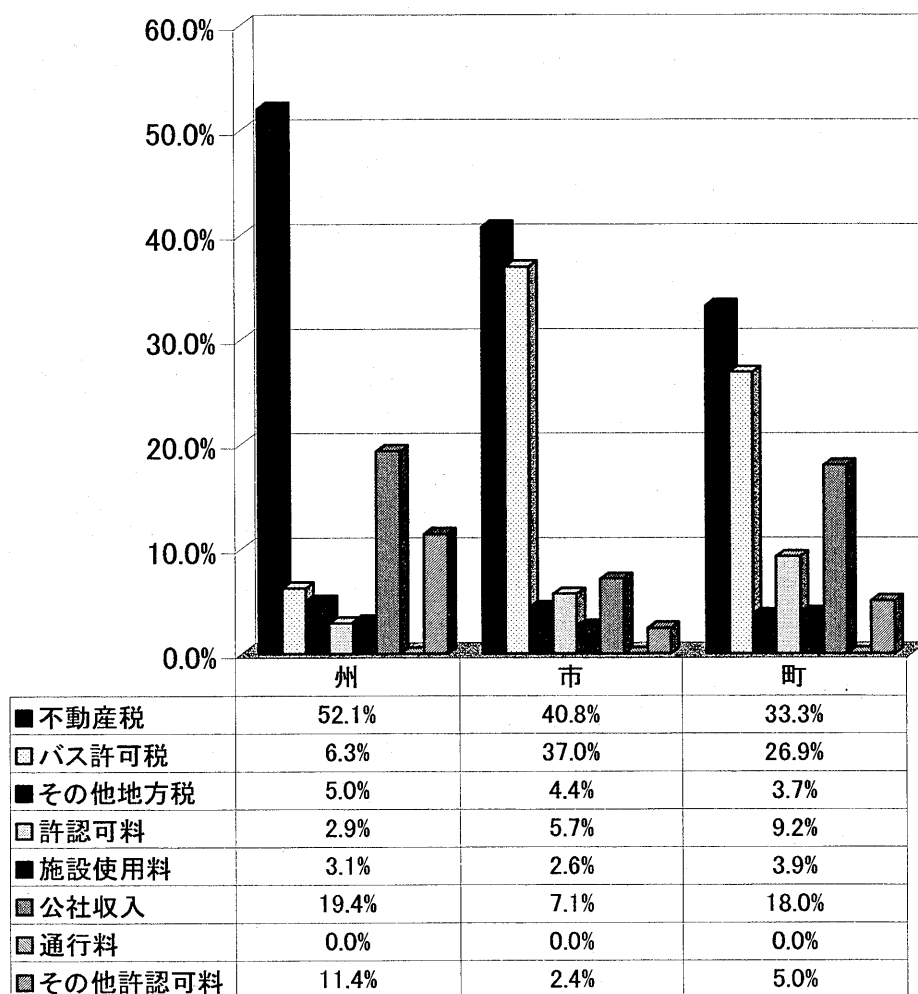


自治体レベル別歳入源分布

これによれば、IRA への依存率は州、ムニシパリティがほぼ同様であるが、これと比較して市は各種地方税の財源が多種であることから IRA への依存率は低くなっている。

また、財政規模（予算規模）の観点からは市は州の財政規模に近く、IRA 依存率での州／ムニシパリティと市という2類型に対して予算規模では州／市とムニシパリティという2類型となっている。

地方自治体の歳入のうち、国庫からの配分金を除いた財源、すなわち地方税など地方自治体が独自に確保している歳入は独自財源（OSR）と呼称される（借入金を除く）。全国レベル合計での州、市、町の独自財源の2003年会計における比率は下記のとおりである。下表から、特に市においてバス許可税（定期バスのフランチャイズ料）が独自財源における税収に貢献していることが分かる。



地方自治体の独自財源（OSR）

#### 4-3 地方自治体の支出

各自治体の年間支出をその支出目的別に分類し自治体レベルごとに全国平均したものを下表に示す。

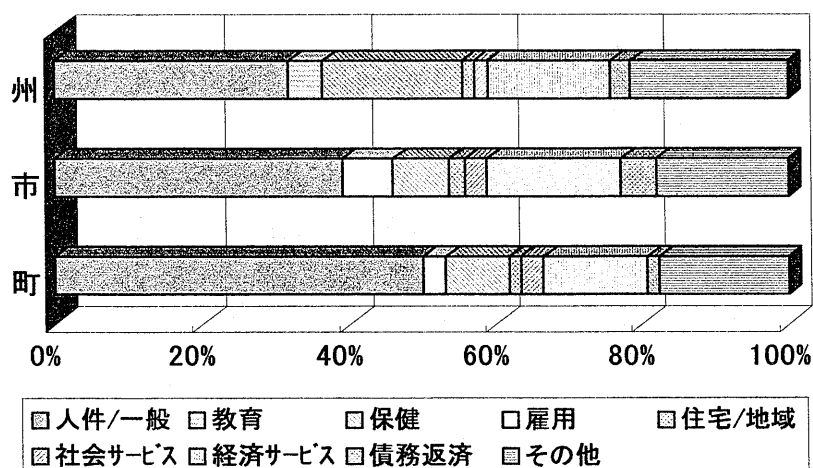
(単位：ペソ)

項目／自治体レベル	州 (全国平均)	市 (全国平均) *	ムニシパリティ (全国平均) *
人件費等一般費	149,888,189	133,361,326	18,554,815
教育	21,112,380	23,556,648	1,122,029
保健	89,439,358	25,777,087	3,207,138
雇用	117,888	326,675	50,861
住宅／地域開発	7,866,576	7,799,879	561,359
社会サービス	8,684,582	10,286,544	1,142,712
経済サービス	79,065,063	62,266,840	5,301,856
債務返済	12,767,077	16,256,228	577,819
その他	100,802,169	61,668,758	6,558,022
総計	469,743,282	341,299,984	37,199,387

\* マニラ首都圏は除く

出典：BLGF（データは2003年）を基に筆者作成

また、支出目的ごとの総支出に占める割合を自治体レベル別（州、市、町）で比較したものを下図に示す。

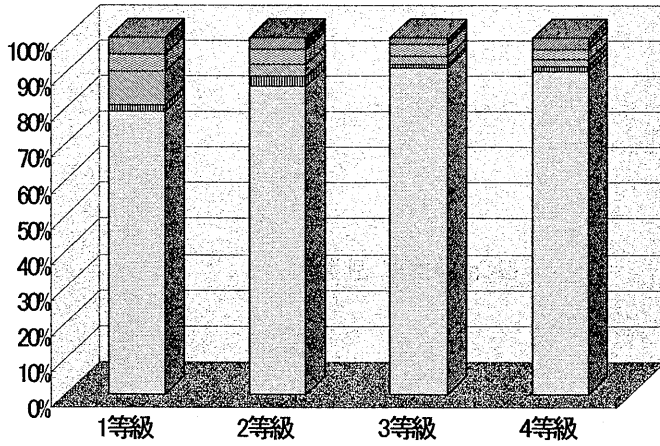


自治体レベル別支出項目分布

上表によれば、一般支出（セクターに分類できない人件費支出等）は州、市より町と下位の自治体の方が高い割合となっていることを示している。また、支出の規模（総額）の観点からは市は州の財政規模に近く、州／市とムニシパリティという2類型となっていることが分かる。

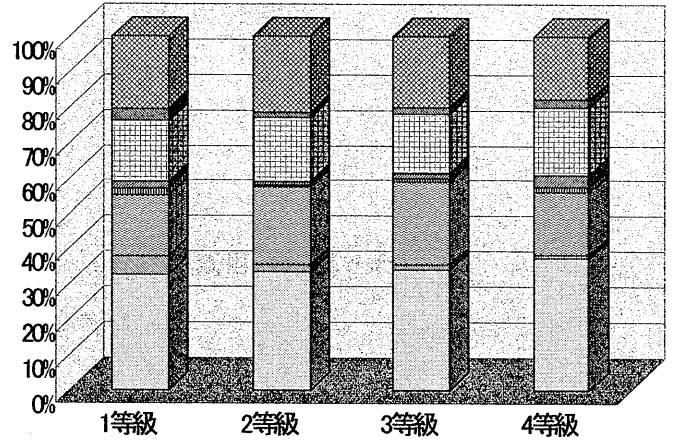
これら州、市及びムニシパリティの歳入、支出について、前述の財務クラス分けでの傾向を次のグラフに示す。これによれば、IRAの全体歳入に占める割合は等級が下がるにつれ高くなる傾向がある（すなわち独自収入が等級が下がるにつれ低くなる）。また、支出については、州においてはクラス別に大きな差はみられないが、市、ムニシパリティについては経済サービス（開発事業費）が、等級が下がるにつれ全体支出に占める割合は低くなっていることが分かる。





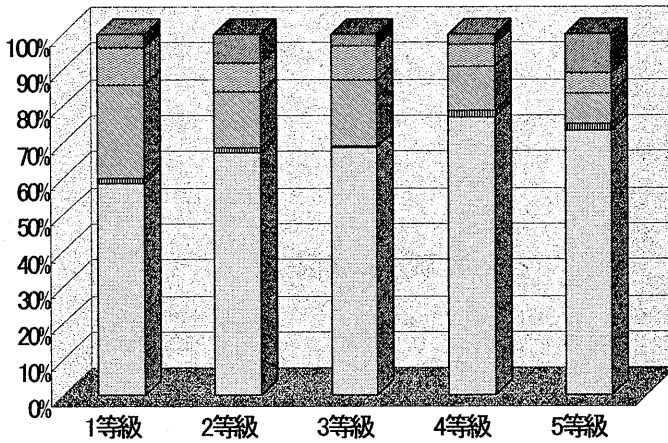
IRA IRA以外国庫より 独自税収 税外独自収益 その他

財務クラス別・州の歳入費目分類



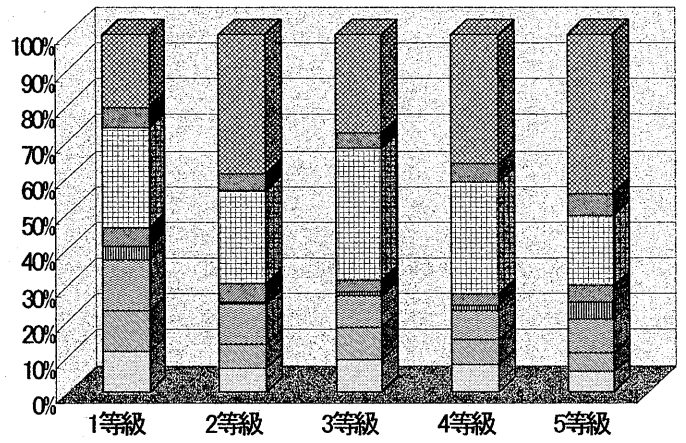
一般/人件費 教育 保健 雇用 住宅  
社会サービス 経済サービス 借入金返済 その他

財務クラス別・州の支出費目分類



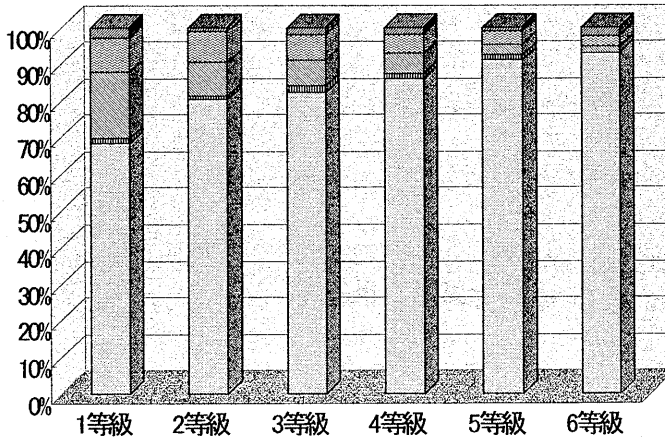
IRA IRA外国庫より 独自収入 税外独自収入 その他

財務クラス別・市の歳入費目分類



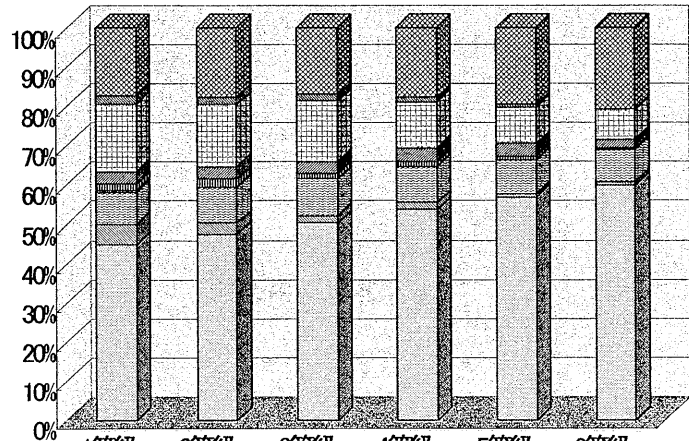
一般/人件費 教育 保健 雇用 住宅  
社会サービス 経済サービス 借入金返済 その他

財務クラス別・市の支出費目分類



IRA IRA以外国庫より 独自税収 税外独自収益 その他

財務クラス別・町の歳入費目分類



一般/人件費 教育 保健 雇用 住宅  
社会サービス 経済サービス 借入金返済 その他

財務クラス別・町の支出費目分類

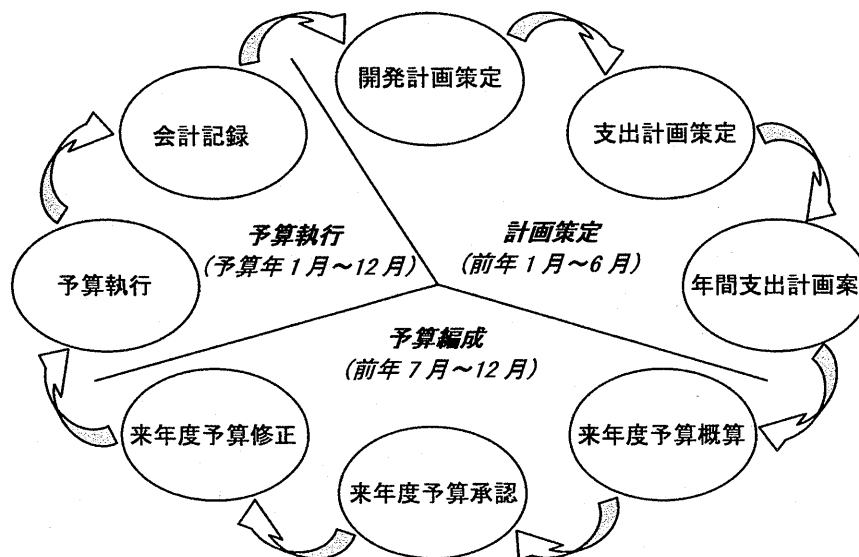
#### 4-4 地方自治体の予算管理の状況

##### (1) 予算編成の5ステップ

地方自治体の予算管理<sup>9</sup>は以下の5段階のプロセスにより実施される。

- ① 予算編成
- ② 予算承認
- ③ 予算修正（見直し）
- ④ 予算執行
- ⑤ 会計記録

下図概念図に予算編成から予算執行までの流れを示す。



出典：“Project Formulation Study on Local Governance” (Teresita M. Mistal, JICA Consultant)

下表に、それぞれのプロセスについての時期と詳細を示す。

責任組織・部署	内容	期限
<b>予算編成</b>		
地方開発委員会 (LDC)	各自治体予算委員会に年間開発計画/年間投資計画の策定、予算委員会への提出	1月末
DBM/他中央政府省庁 (政府所有公社含む)	自治体側に IRA その他配布金の予定金額および詳細説明	6月15日まで
収入役	首長に前年度の歳入、支出報告書、当該年度の第2四半期までの歳入支出、残りの2四半期の歳入支出予測を提出	7月15日まで

<sup>9</sup> 現在、開発計画策定と予算編成の関連をシステム化し書式を簡易にしたNGAS (New Government Accounting System)に移行中であるが、実際の開始は2007年予算以降となる。

責任組織・部署	内 容	期 限
<b>予算編成</b>		
地方開発委員会 (LDC)	各自治体予算委員会に年間開発計画／年間投資計画の策定、予算委員会への提出	1 月末
DBM／他中央政府省庁 (政府所有公社含む)	自治体側にIRA その他配布金の予定金額及び詳細説明	6 月 15 日まで
収入役	首長に前年度の歳入、支出報告書、当該年度の第 2 四半期までの歳入支出、残りの 2 四半期の歳入支出予測を提出	7 月 15 日まで
予算委員会	首長に当該年度の総歳入予測 (= 支出限度額) を提出	同 上
予算委員会	上記と同時に提言を提出 (予算裏打ちのための必要な 税込／借金、分野ごとの支出予想額、実施中事業と新規事業の投資見通し)	同 上
首 長	予算方針、予算編成要求を発出	同 上
各部署長	概算要求を予算委員会を通じて首長に提出	同 上
予算担当官	各部署からの概算請求内容を審査	同 上
予算担当官	各部署とのヒアリング	首長が定める 期限
予算担当官	各部署概算要求を取りまとめ実行予算書として完成	10 月 16 日まで
首 長	年間実行予算書を地方議会に提出 (その後追加あれば 随時地方議会に提出)	同 上
<b>予算承認</b>		
地方議会	年間実行予算を承認し首長へ返す (首長署名)	年末まで
<b>予算修正</b>		
首 長	承認済み予算書を開発計画書等とともに上位自治体に提出 (マニラ首都圏は DBM 本省に、州と高度化都市は DBM 地方事務所に、構成市とムニシパリティは州議会に、バランガイは市議会／ムニシパリティ議会に)	議会承認後 10 日以内
上位自治体	レビュー結果の通知	上記受領後 90 日以内
<b>予算執行</b>		
部署長	予算担当官、予算委員会を通じて首長に事業計画／支出計画 (WFA) を提出	当該年度開始 まで
首 長	内容精査、承認	同 上
予算担当官	事業計画・支出計画書に基づいた割り当て書 (AA) を 予算委員会に提出	同 上
首 長	上記を承認	同 上
予算担当官	承認済 AA を各部署へ送付	同 上
<b>会計記録</b>		
首長、収入役、予算担 当官、会計役	DBM、COA が随時指示する監査報告書を作成提出	随 時

予算編成時、予算執行時には用途等についての制限が定められている。主なものを下記に示す。

1) 予算編成時

- ・ 借金返済額は通常収入の20%を超えてはならない
- ・ 州、市、ムニシパリティはバラングイのために最低1,000ペソの予算確保が必要（構成市をもつ州はその構成市が所管するバラングイに対する予算確保は不要）
- ・ 一般歳入の5%は災害対策基金として確保が必要（大統領による災害地域認定時に使用）
- ・ バラングイ予算の10%は青年議会基金として確保が必要
- ・ IRAの20%以上は開発事業（LGC17条（b））への支出が必要（人件費は除く）。
- ・ 国家資源配当の80%は（地熱や水力発電の所在地では）電気料金の低減のために支出必要
- ・ 1等級から3等級までの州、市及びムニシパリティにおける人件費は、総予算の45%を上限とし、4等級から6等級までの州、市、ムニシパリティ及びバラインガイは55%を上限
- ・ 自治体予算による中央政府職員への給与補填の禁止
- ・ 首長の裁量による支出は不動産税（RPT）の2%を超えてはならない
- ・ 部分的な州間（構成市や町を含む）合意予算は認可
- ・ 首長は提出された予算案に対して1回に限り拒否権を行使可能（それに対し議会の2/3以上の反対があれば拒否権は認められない）

2) 予算執行時

- ・ 特別教育基金（Special Education Fund：SEF）として、不動産税とその他地方税歳入の合計額の1%を教育目的に使用する必要あり

3) 追加・変更・新規予算

- ・ 当該予算年度中に予算書に計上されている額以上に実際の歳入があった場合は、新規支出目的に使用可能
- ・ 災害発生時に緊急支出のために予算再配分が必要となった場合は予算確保証明が必要〔ただし災害予算（全体額の5%）を使い切った場合のみ許可〕
- ・ 新規歳入源が発生した場合（新規支出目的に使用可能）

## 第5章 地方自治体と地方分権状況のモニタリング・評価

### 5-1 フィリピン政府によるモニタリング・評価システム

過去、フィリピンにおいて地方自治体のパフォーマンスに関するモニタリングの試みは数多く行われてきた。ADBの2003年の報告書<sup>1</sup>によれば、1995年以来、12機関の資金援助により20の機関（民間含む）でパフォーマンス指標が開発され、指標の総計は17セクター400項目あまりに達したとされている。同じくADBと世界銀行の共同調査<sup>2</sup>の報告によれば現在30以上のモニタリングシステムが存在しているとされている（地方自治体が独自に実施しているものを除く）。

この章においては、自治体モニタリングシステムのうち代表的なDILGのLocal Productivity and Performance Measurement System (LPPMS)と、試験運用から近く本格運用（公開）予定のLocal Government Performance Monitoring System (LGPMS)<sup>3</sup>などについて述べる。

#### (1) LPPMS

LPPMSはDILGの地方自治体監督局（BLGS）において運営されている地方自治体パフォーマンスのモニタリングシステムで、主として自治体関係者が自分たちの自治体のサービス提供状況の弱い部分を認識し改善したりすることに寄与することを目的として開発された。

開発の歴史はマルコス政権下の1982年に旧自治省（Ministry of Local Government）がLPPM（LGU Productivity and Performance Measurement）をスタートしたことから始まった。このLPPMは州、市、町それぞれのレベルの地方自治体のサービス供給能力と限界、自治体予算の配分などをモニタリングする目的で開始され、1984年にフル運用が行われたが1986年に運用を停止した。その後、DILGの地域事務所からの復活要請で1998年に新生LPPMSとして再運用された。

LPPMSのモニタリング項目は大分類で行政（計画、財務管理、歳入創出）、立法、社会サービス（教育、医療、福祉、環境）、経済サービス（インフラ、農業、産業育成、流通）などから成っている。モニタリング項目（調査票）を付属資料5.に示す。

現在ではデータを後述のLGPMSに引き継いだり、その調査票などには自治体施設や活動の標準指標（例としては小学校での1クラスの生徒数や備品数、保健所の標準装備資機材など多岐にわたる）が詳細に示されており、今後の地方における社会・経済サービスの現況調査等においてチェックリストとしても活用が可能である。

例として、保健分野のチェックリストと標準指標は下記のとおりであり、他の特定分野での標準指標も、詳細なインベントリー調査に今後応用可能と思われる。

#### 1) 医療従事者数

政府機関勤務医（人口2万人当たり1人）

看護師（人口2万人当たり1人）

助産師（人口5,000人当たり1人）

<sup>1</sup> “Support for the Local Governance Performance Measurement System (TA3959-PHI)” (2003, ADB)

<sup>2</sup> “Decentralization in the Philippines” (ADB-WB, 2005)

<sup>3</sup> このLGPMSについてはシステム開発と運営開始がADBの資金援助で行われたが、援助したADB自体が上記の世界銀行との共同調査報告書において「National authorities are still search of a meaningful performance index for comparing the relative progress of types and classes of LGUs」と記しているのは注目される（p.45）。

歯科医（人口5万人当たり1人）  
衛生士（人口2万人当たり1人）  
町保健所職員（人口2万人当たり1人）  
村保健支所職員（20戸当たり1人）  
村栄養管理士（人口5万人当たり1人）  
衛生啓発活動者（人口5万人当たり1人）

## 2) 医療機関

保健所（人口5万人当たり1か所）  
ムニシパリティレベル病院（10床）  
地区／州レベル病院（25～50床）  
州／地域レベル病院（75床）

## 3) 輸送手段

救急車（1地方自治体に1台）  
サービス車両（1地方自治体に1台）

## (2) 市民満足度指数（Citizen's Satisfaction Index System：CSIS）

CSISは当初、分権化の中心となった4省（DA、DENR、DOH、DSWD）の分権化以降の地方自治体におけるサービス供給状況を調査するために設定された社会経済調査である。

他の調査システムではサービス供給側が供給状況をモニタリングすることであるのに対し、CSISはサービスを受ける側（住民）がその効率性、適切さについての充足度を回答するものであって、またその結果をサービス改善に反映させることである。

調査手法は市、ムニシパリティを対象としてビジネスマン、学生、一般住民の3分類でそれぞれ市と町を構成するバラングイから10%のランダムサンプリング法によるインタビュー形式である。

回答は各質問項目につき回答者が満足度につき5段階評価を述べるもので、主要な質問項目は下記のとおりである。

### ガバナンス

自治体の財務記録や開発記録の公開度  
許認可プロセスの公開度  
許認可プロセスの説明の簡潔さ  
開発計画への住民意見の反映度  
手続き時間（登録や証明書等）  
窓口での対応の適切さ  
行政と住民との距離（公開ヒアリング、タウンミーティング）

### 社会セクター

保健所、託児所、診療所、病院等の数  
幼稚園、小学校、高校、職業訓練校、図書館、スポーツ施設  
老人介護プログラムの婦女子福祉担当部局、リハビリセンター、低所得者住宅の有無

消防署、警察署の数と対応  
キャンペーン（麻薬、誘拐、売春、不法賭博）  
交通規制  
災害予防、救護物資蓄積

#### 経 済

農漁業開発計画  
種苗供給のアクセス  
市場整備状況

#### 環 境

植林事業、苗林整備  
排ガス検査、水質汚染保護監視、給水システム、汚水処理場

特に、ガバナンス部分については、行政の透明性、信頼性という観点から地方自治体を評価する際には参考になる調査項目が多い。特に、上記のうち小設問として下記のような情報へのアクセスを住民が可能かどうかという調査項目は、今後も自治体の信頼性や透明性を確保するためのチェックリストとして応用可能である。

- ・自治体収支（財務諸表）の公開度
- ・開発計画の公開と住民の意見反映の機会、手法
- ・自治体職員の求人状況、空席の公募状況
- ・各種事業許可、建築許可、法人登録等の手続きの説明資料

### (3) Local Development Watch (DevWatch)

さらに2001年には AusAID の援助で DevWatch が36の市とムニシパリティにおいて開始された。この調査は分権化された状況下の地方自治体の開発進展度を市、ムニシパリティにおいてベンチマーク化するために開始されたものである。

この DevWatch の調査項目は下記のとおりである。

<u>社会指標</u>	<u>経済指標</u>	<u>環境指標</u>
・保健医療	・雇 用	・森林保全状況
・教 育	・収 入	・農業状況
・住 宅	・自治体歳入	・都市化状況
・治安状況	・貧困度	・沿岸環境保全
・アクセス		・水環境
・人口統計		・生物多様化

指標は前述の LPPMS と類似しているが、調査対象自治体を36の市とムニシパリティに絞って行っており、また環境について多くの設問を採用しているのが特徴である。モニタリング項目（調査票）を付属資料6. に示す。

この DevWatch の調査システムは後述の LGPMS に引き継がれた。

#### (4) LGPMS

前述のとおり DILG は LPPMS により地方自治体のモニタリングを行っていたが、LPPMS はサービス提供の能力と限界についての指標が主であり自治体の行政能力や開発計画策定状況などをカバーしていなかったこともあり、また同時期に上述のように CSIS 及び DevWatch が同時進行していたことから、これら複数のモニタリング指標、データベースを包括するものとして新しい LGPMS が開発されることになった。

旧 LPPMS との大きな相違点は、①目的が LPPMS は現状把握、優秀自治体表彰のための指標といった目的であったのに対し LGPMS は自治体のマネジメント強化を主目的としていること、②想定使用者についても LPPMS が自治体関係者をターゲットとしていたのに対し、LGPMS は自治体職員のみならず自治体連合、市民団体や民間セクター、国際機関などを広く想定ユーザーとしていること、③LGPMS はウェブ上での使用を念頭に置いて開発されていること、である。

LGPMS は上述のように地方自治体のマネジメント強化、開発を支援する目的で開始され、①自治体の財務／人的資源の効率的な運用への支援、②自治体パフォーマンスのベンチマーク、③中央政府による地方自治体の開発度の把握に主として使用される。その指標は下表のとおりである。

セクター	項目	指標数（総計）
政治	地方立法	3
	透明性	3
行政	開発計画	4
	歳入創出	6
	資金配分・活用	5
	財務信頼度	5
	顧客サービス	4
	人的資源	4
社会サービス	保健衛生	10
	教育	9
	住宅整備	7
	治安・災害防御	9
経済開発	農漁業開発	10
	商工業支援	7
環境管理	自然資源保護	7
	固形廃棄物処理及び汚染防止	9

出典：LGPMS 運用マニュアルより

調査票の全文については [http://www.blgs.gov.ph/lgpms/lgpms\\_manual.pdf](http://www.blgs.gov.ph/lgpms/lgpms_manual.pdf) にて閲覧可能

特にガバナンス部門については、第7章で後述するような自治体の能力評価において参考となる指標が多い。LGPMS における調査項目を下記に示す（実際の調査票は付属資料4. に示す）。

- ・立法機関の有効性（行政機関との方向性一致、市民参加度等）



- ・立法機関に対するチェック機能（記録保管方法、住民の公開請求への対応度）
- ・開発ニーズとの整合性（行政令、開発方針の法制化、歳入支出管理）
- ・透明性（掲示板や情報公開専門部署の有無）
- ・開発計画、計画立案プロセスの公開性
- ・住民組織、NGO 対応部局の有無
- ・住民の意見のフィードバック機会
- ・ジェンダー配慮
- ・IRA20% 開発予算から支出された開発事業への住民組織参加度
- ・LDC（地方開発会議）の機能性（開発計画の有無、定期会合の有無）
- ・開発計画の情報公開度
- ・上位自治体開発計画との整合性
- ・複数の組織、機関の参加とセクター間アプローチの有無

LGPMS のネット上での情報公開はまだ試験運用の段階であり、現在のところインターネット上での利用は DILG 関係者や自治体関係者、ドナー関係者に限定されているが、ドナー間では今後共通ツールとしてこの LGPMS の活用に関するコンセンサスが形成されつつあり、近い将来自治体データのオンラインでの活用も随時一般閲覧が可能になると考えられる（現段階でも自治体関係者を經由すれば閲覧、利用は可能）。

なお、上記に述べた各種のモニタリングシステムは包括的な自治体パフォーマンスのモニタリングや財務状況といった特定テーマに焦点を当てたモニタリングシステムであるが、中央政府から地方自治体への権限委譲そのものについてモニタリングを行っているシステム<sup>4</sup>（すなわち、1991年地方自治法により自治体が行うべきサービスを中央政府が行っていたり、中央政府が行うべきサービスを自治体が行っているといった状況のモニタリングにターゲットを絞り定期的に行っているシステム）は現在のところ知られていない<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 分権化状況を監督するために1992年に分権化監視委員会（Oversight Committee on Devolution : OCD、自治法では Oversight Committee、1998年のエストラダ政権下のEO48では Devolution Committee と複数の名称表記あり）が設置された（第2章参照）。この委員会については2004年5月、IRAの自治体サービス均等化費（LGSEF、詳細は第3章参照）の分配をめぐる財務省判断を妥当とした同委員会決議に対しバタンガス州が提訴し、最高裁は分配方法が地方自治法に規定するIRAの配分比率に準じていないのは憲法違反との裁定を下したケースがある。詳細は最高裁判例 [www.supremecourt.gov.ph/jurisprudence/2004/may2004/152774.htm](http://www.supremecourt.gov.ph/jurisprudence/2004/may2004/152774.htm) を参照のこと。

<sup>5</sup> このような分権状況そのものをモニターするシステムがOCDの活動停止後には存在していないことが、次章で述べる地方分権状況のレビュー（大統領令第444号）の必要性のひとつになったとも考えられる。

## 第6章 地方分権に係る最近の動向

1991年の地方自治法の制定以後、これまでに述べたとおりDILGを中心として地方自治体のモニタリングの試みや同法そのものの評価などの試み<sup>1</sup>が行われていた。発布から約15年が経った2005年、今後の地方分権のあり方に大きな影響を及ぼすであろう2つの大統領令が発布された。すなわち中央政府合理化計画（大統領令第366号）及び地方政府権限委譲整理調査（大統領令第444号）である。以下、この2大統領令に焦点を当て直近の動向について述べるとともに、主要国際機関／ドナーの支援の傾向についても述べる。

### 6-1 大統領令第366号（中央政府合理化計画）

#### (1) 経緯

2004年11月に発布された大統領令第366号により、中央省庁20省、その付属機関及び所有政府公社は合理化を目的とする改革案（組織、人員）を予算管理省に提出することとなった。その目的は肥大化した国家支出の削減とスリム化による効率性の向上である。

その方策としてはまず各省庁の主要業務（Core Function）の再確認を行い、その過程で複数の省庁間で重複している業務を明確化し廃止、縮小（部局の廃止や人員整理）することで主要業務の実施体制を強化、効率化させることである。下記条文にもあるように、「複数の省庁間での重複」には中央省庁と地方自治体の重複部分の明確化も含まれており、この合理化計画が実施となる際には地方自治体にも少なからず影響を与えることになる。（逆方向のアプローチ、すなわち自治体側にて中央から分権委任された業務の実施状況の見直しにより重複部分を洗い出すのが後述の大統領令第444号であり、その観点からは双方は表裏一体であるといえる。）

合理化計画の作成にあたって、予算管理省（DBM）は各省庁向けに合理化計画作成指針を作成した。それによれば、合理化計画の策定は①省庁のビジョン、中期開発計画を含む政府方針を反映させた主要業務の確認、②明確化された主要業務の遂行に必要な組織体制（部局配置）改編案の作成、③必要となる人員構成の確定という手順で行われる。①の主要業務の確認のフローチャートを図6-1に示す。大統領令の本文において明記されている「地方自治体との重複業務の見直し」はこのフローチャートには記載されておらず、本省において必要のない現場ですべき業務をまず地域事務所、州事務所においての実施が可能か、という検討方法をとる。（「当該業務を実施するのに州事務所は必要か」といったチェック項目において州事務所と州政府担当部局との役割の見直しが検討される部分と理解される。）

なお、合理化計画の提出にあたっては、各省庁は合理化実施後の新組織体制や人員配置を計画として表示するのみならず、合理化実施に係るスケジュール、新体制での予算規模予測、影響予測（退職者処遇規模の予想）の提出も求められている。すなわち、実際の合理化の実施時期は各省庁の提出するスケジュールに基づいて行われることになる。

#### (2) 内容

大統領令366号は2004年11月4日に大統領により署名された。概要（抜粋）は下記のとおりである。

<sup>1</sup> Project 10.10.10 (2001)など。これまでの地方自治法のレビューに関しては本報告書の第2章を参照のこと。

〈前文〉

- ・行政サービスを官僚主義から結果重視の構造へ変革することが必要
- ・共和国法 (RA) 9206 号で大統領が行政機関の改革、主要ポストの変更の権限、分掌業務の明確化を指示する権限を明記 (最高裁判所もこれら大統領権限を過去の判例で支持)

〈第 1 条〉

- ・対象範囲はすべての政府機関 (行政機関)、及び付属の公社、委員会
- ・立法機関、国立大学は任意

〈第 2 条、第 3 条〉

- ・各省庁の大臣が省庁の業務及び組織のすべてをレビューする (主要業務を中心に、他機関と重複している業務の見直し)

〈第 4 条〉

- ・レビューには各省庁の政府系公社 (GOCC) を含め、下記に該当する業務は縮小、段階的廃止又は廃止する<sup>2</sup>
  - a) 同一省庁内での重複業務
  - b) 初期目標の達成が不可能で、投入に対応した効果が期待できないもの
  - c) 民間との競合分野で、民間のほうが効率的、効果的に実施できるもの
  - d) 地方自治体に移管されたもの下記に該当する業務は増強する<sup>3</sup>
  - a) 各省庁の主要業務
  - b) 国民の社会、経済エンパワーメント、民間活性化に資するもの
  - c) 生計向上、雇用増大、環境保全に資するもの

〈第 5 条〉

- ・合理化計画は各省庁が DBM に提出。提出のない省庁は DBM が大統領に当該省庁の合理化対象範囲を提出

〈第 6 条〉

- ・DBM が人事院 (CSC) と共同で合理化計画の実施の調整を行い、組織改革のタイムフレームを作成する

〈第 7 条〉

- ・合理化計画策定期間中の各省庁の新規職員採用の禁止

〈第 8 条〉

- ・合理化対象となった職員は他政府機関に移籍するか退職手当を得て退職するかを選択が可能

〈第 9 条〉

- ・政府機関に残ることを選択する場合、CSC による他省庁への配属 (給与レベルは維持)、転属先を拒否する場合は退職扱い

〈第 10 ~ 14 条〉 退職を選択した職員へ適用される退職金規定 (省略)

〈第 15 条〉

- ・退職者の再雇用の禁止

〈第 16 条、第 17 条〉

- ・退職者への退職金財源は政府機関が負担する (予算確保予定は DBM 作成)

〈第 18 条〉

- ・退職者への支援<sup>4</sup>

〈第 19 条〉

- ・合理化計画への異議、抗議は共和国法 6656 条に基づき処理される

<sup>2</sup> 2005年5月に発布された実施細目 (IRR) においては縮小 (Scale down) を事業コンポーネント又は対象地域と対象受益者の削減、段階的廃止 (Phasing out) を事業の細目ごとに廃止し最終的には完全な廃止、廃止 (Abolition) をすべての事業細目の同時廃止と定義している。

<sup>3</sup> 上記の IRR によれば、具体的には大統領のテンポイントアジェンダ、MDG を直接に支援するものが増強分野に含まれると明記されている。

<sup>4</sup> 同じく上記の IRR には DTI、DOLE、CDA や政府系金融機関が退職者の生計を支援すると記されている。



### (3) 現況

同令の実施細目に基づき、各省庁からの合理化計画の提出期限は当初は2005年10月となっていたが各省庁の合理化計画案の作成は進まず、現時点では予算管理省は新たな期限としては2006年3月中としている。現時点(2006年2月)では正式に提出した省庁の数は対象20省のうち3省(DFA、DOTC、DTI)に過ぎない(付属機関は対象28組織のうち19機関が提出、政府保有公社は6社のみが提出)。

DBMとしては提出された合理化案の予備的審査を開始している。審査は各省庁の機能が具体的なアウトプットにどうつながるか、の視点から各省庁の主要業務の見極めを行うものである。しかし、機能の省庁間移動や人員の異動は複数の省庁の合理化案を同時に検討しなければならないことから、未提出の省庁がほとんどという現段階では審査は大きな進捗をみせていない。

DBMによれば、人員整理の規模は既に予備的な調査(教員や警察官、国軍など人員整理を想定していない省庁以外の省庁の削減人数の暫定計算)があり必要となる予算(退職金)についても暫定的な予想額を把握しているが(2006年度予算に約100億ペソを計上)、人数などの具体的情報は公表しないとのことである(あくまでも効率化による業務の質の向上がこの合理化計画の目的であり、人員整理を第一にめざすものではない)。しかしながら2006年3月「フィリピン共和国財政分野プロジェクト形成基礎調査」においては中央省庁の公務員約30万人のうち10%程度の人員削減(給与55億ペソ)を想定する向きも政府内にあるとのことである。また、同調査団が人事院(CSC)から聞き取った情報によれば、これまで提出された合理化案において退職か他省庁に異動かの選択を迫られた対象者の全員が退職を希望しているとのことである。

なお、この法案により指示された各省庁の合理化計画は人員削減、政府職員の退職勧告を含むことから政府職員にとってはセンシティブな事項であり<sup>5</sup>、そのため現時点で具体的な合理化計画を外部に公表している省庁は少数であり情報が限定されているのが現状である。

現段階において入手した省庁合理化計画(案)の概要は下記のとおりである。なお、下記内容については、その多くが聞き取りによるものであり、その精度や今後の見通しには不確かな点が多いこと、また、フィリピン政府内や聞き取りを行った省庁内でも十分に共有されていない内容が多いことから、その取り扱いについては十分な留意が必要である。

#### 1) 公共事業道路省(DPWH)

2005年12月にDPWH本省が事業事務所(PMO)に行った説明資料によれば、同省の合理化の方針は①根幹業務の維持、②事業計画策定、契約管理と評価に係る部局間の重

---

<sup>5</sup> 2005年7月6日、フィリピン大学において中央政府職員90名、政府系職員組合の3団体(CIU、PGEA、PSLINK)と各省庁の次官、次官補19名及び合理化実施機関(DBM、CSC及び関連省庁)幹部との討論会(National Dialogue on Government Rationalization)が開催された。組合側からの指摘説明要求事項は主として①雇用確保への影響、②退職者への恩恵の明確化、③大臣や次官との対話チャンネルの確保、の3点であった。また、組合側からの抗議として、①過去の省庁合理化が必ずしもサービスの効率化につながっていないこと、②各省庁がEO366実施のために組織する改革チーム(CMT)への組合幹部の参加が明確に確保されていないこと、③各省庁の大統領任命職(Political Apointtee)が合理化の対象になっていないこと、また④退職金の確保状況が明確でなく、過去の合理化により退職を選択した職員の場合同様退職後数年も支払いがなされないという危惧が伝えられた。詳細は<http://www.freewebs.com/upsolair/govrationalization.pdf>を参照のこと。

複業務分掌の整理、③実際に動いていない業務の廃止、④本省と地域事務所の共同作業による地方事務所（DEO）とPMOの業務の見直し、大臣官房や次官室の事務系職員の均等化、⑤自国予算事業PMOの地域事務所への移管、⑥ドナー援助事業PMOの統一化、⑦機材維持管理業務等のアウトソーシング化可能業務の検討となっている。さらに、この説明資料によれば組織改革案として機材維持管理局の廃止、PMO統合、DEO強化、社会部門（環境社会配慮、土地収用専門部局）の創設を計画している。なお、この改革案（説明資料）によれば総局（Service）を現行27から24に、局（Bureau）を現行32から22に、地域事務所と地方事務所は現行の286か所から254か所に改組されるとなっている。また職員数については現行2万9,148名から改革により2万376名へ削減する計画である（30%減）。内訳については正規職員が1万9,076名から1万4,073名（26%減）、常勤契約職員が1,377名から130名（94%減）、非常勤契約職員が8,695名から6,173名（29%減）となっており、常勤契約職員のほとんどを整理する計画となっている。（この情報は上述のように同省本省がPMOに説明した際の資料であり、DBMに提出した最終的な合理化計画が同じものであるかについては未確認である。）

## 2) 農業省（DA）

2006年1月の同省改革委員会（CMT）のプレゼン用資料<sup>6</sup>によれば、DA本省と地域現場ユニット（RFU）を農業政策全体の舵取り役として、実施は地方自治体へと、更なる地方への権限委譲を述べたうえで、Underscreatryの配置を主要業務、人事管理、対外関係の3部門に集中させ、主要業務のUndersecretaryの下にAssistant Secreaty以下付属機関、地方事務所を配置する新体制となっている。人員については、①10%削減、②付属機関への転出、③人件費の総枠内での昇格、の3段階の検討方針が示されているのみである。また地方組織の整理については、農業研修所（ATI）地方センターと農業省地方ユニットの合併〔ATIの研究部門は地方統合農業研究センター（RIARC）が吸収〕、ATI州センターを州政府農業局に移管する計画が述べられている。

## 3) 社会福祉発展省（DSWD）

同省の合理化計画（案）の概要書によれば、中央政府が舵取りで実施が地方自治体という位置づけは他省庁と同様であるものの、福祉政策立案、サービス標準化、モニタリングといった業務を主要業務として、これらの業務を実施するには現体制（規模）の維持が必要という観点から大きな合理化計画とはなっていない。地方のサービス強化は（自治体が主体であるものの）自治体への支援という観点からDSWD現場事務所の強化という方針が述べられており、そのため同省（本省と地域事務所）の部局数も現況の30に対し改革案では33と増加の方針であり、人員も現況の2,603名から3,294名へと増強（27%）する計画である（ただしこの3,294名のうち476名は空席ポジション分がそのまま計上されているので、実際の増員は2,608名から2,818名である）。

<sup>6</sup> このプレゼン用資料では改革の意義、目的、手法が概念的に示されている表がほとんどを占め、実際の合理化案については指針が概論されているのみで廃止部局数や人員についての詳細な数字は示されていない。それでも全ページに「For Discussion Only; not for quotation」と記入されており、このトピックを慎重に扱っていることをうかがわせる。

#### 4) 内務自治省 (DILG)

入手した資料によれば、DILGはその主要業務を中央と地方自治体の連携とし、自治体（特に直接の連携がない町と構成市）への上位自治体の政策への参加促進の役目を強調している。その関連で、地域事務所を強化し自治体監督業務を充実させること、自治体の能力強化の推進役とすることとしている（具体的な新組織体制、人員については情報未入手）。

#### 5) 保健省 (DOH)

DOHは1999年の大統領令第102号により既に合理化を指示され、①同省本省部局再編、②地域事務所の再編、③付属機関の再編、の3フェーズで行うこととなっていた。フェーズI（本省再編）は2000年に実施され、部局の新設、統合、廃止の結果計20部局の削減となったが、いくつかの部局の再編は上記EO102のフェーズII以降調査まで完全実施はされないこととなった。DOHとしては今回のEO366による合理化計画策定指示を受け2005年11月の省内通知で改革委員会（CMT）の発足、合理化調査実施に向けた全省の協力体制を指示している。

### 6-2 大統領令第444号（地方政府権限委譲整理調査）

#### (1) 経緯

2005年7月、DILGは大統領令第444号により、地方分権の戦略的見直し（Strategic Review on Decentralization and Devolution）を指示した。前述の大統領令366号は中央省庁の合理化計画を策定するため発令されたものであるが、その第4条には中央省庁内で廃止の対象になる業務として、地方自治体業務と重複している業務が明記されている。大統領令444号による自治体への分権状況のレビューはこの中央政府合理化と密接に関連しているものであり<sup>7</sup>、中央政府合理化のプロセスを促進する一環としてとらえることができる。

#### (2) 内容

大統領令444号は2005年7月5日に大統領により署名された。概要（抜粋）は下記のとおりである。

##### 〈前文〉

- ・ 財政難の下、中央省庁のサービス向上のためEO366で中央政府の合理化を指示
- ・ LGUを中央政府の開発計画のパートナー、実施部門と定義
- ・ 地方自治法の第3条<sup>8</sup>では自治の継続的拡大の必要性（法制度のみならず行政、財務体質の改革も必要）
- ・ 地方自治体は連合組織を通じ、大統領のテンポイントアジェンダ<sup>9</sup>、中央政府機関の財務負担の軽減の支持を表明

<sup>7</sup> このことはこのEO444の前文及び第1条に明記されている。

<sup>8</sup> 1991年地方自治法の第3条（h）項がそのままこのEO444に引用されている。

<sup>9</sup> [http://www.news.ops.gov.ph/pgma\\_10point-agenda.htm](http://www.news.ops.gov.ph/pgma_10point-agenda.htm)

〈第1条〉

- ・内務自治省が中央政府のすべての省庁（附属機関、公社、委員会を含む）の地方分権化状況を包括的に調査
- ・EO366による合理化の目的を補助
- ・中央省庁の機能や事業のうち、自治体でも実施している（重複した）部分の明確化
- ・自治法で地方自治体へ委譲すると規定された機能のうち委譲されていないものの明確化

〈第2条〉

- ・調査実施のためのDILGに付与される義務と責任（省略）

〈第3条〉

- ・中央及び地方政府機関からの専門家への調査委託の容認

〈第4条〉

- ・調査にかかる費用はDILG独自予算から支出されるが、ドナーからの無償協力、技術支援及び人的支援も利用可能（“…may be tapped and facilitated”）

特に、調査実施のため資金源としてドナー支援の可能性が明記されている点が注目される。この点については、中央政府、地方政府のどちらが責任を付与されるかの定義が困難な権限（グレーゾーン）について、ドナーからの提言という形をとり、合意の形成を容易にしようとしている可能性も考えられる。

### (3) 現 況

DILGではこの大統領令を実行するため省内に分権委員会（Committee on Devolution : ComDEV）を組織した。さらに、調査の実施を以下の2段階に分けて計画している。

フェーズⅠ：主として中央省庁合理化計画の地方分権の観点からの支援

フェーズⅡ：中央省庁との関連以外の、地方自治体の組織的・機能的改革に係るスコーピング

フェーズⅠ調査の対象とされたのは1991年自治法により大きく地方に権限を委譲したDA、DENR、DOH及びDSWDの4省庁の業務<sup>10</sup>、また自治体側の財務管理に関する業務についての分権化状況のレビューである。これを実施するために、DILGはそれぞれのレベルの自治体連盟に調査の調整を委託した。委託されたのは州連盟（農業部門）、ムニシパリティ連盟（環境部門）、 balanガイ連盟（社会サービス）及び市連盟（自治体財務管理）である。

フェーズⅠ調査は現在に至るまでにComDEV発足に始まり人材（調査専門家）任命、調査分野の基本方針策定、基本方針の各調査担当連盟間での相互チェック（2005年2月1～16日）、各中央省庁の改革委員会（CMT）との円卓会議（2月14日）、ハイレベル協議での基本計画の最終確定（2月24日）までを終了している。

実際の調査は既にDA、DOH及びDENRを対象に開始されている。調査の主眼は、1991年地方自治法により地方自治体に移管された業務が、同法施行後15年が経過した現在どのように実施されているか（実施されていないか）という点に置かれている。

<sup>10</sup> DILGは別途、この4省を対象として中央省庁の合理化計画の策定に関するDBMの作業状況と調整しての基本計画策定が指示されている（2006年2月のComDEVプレゼン資料より）。



### 1) 州連盟による農業省関連調査

調査は2006年3月現在、州農業局を対象とした質問票とムニシパリティ、バランガイを対象とした調査票の2種を用いて、1992年以降地方に移管された農業省管轄業務の地方における現状の予備的調査を実施中である。州農業局からの回答の予備的解析では例外（土地条件や自然条件などによる）はあるものの、自治法に規定された自治体側業務はおおむね実施されているとの結果である。また、ムニシパリティとバランガイを対象とした調査票の解析では、ムニシパリティレベルの業務が円滑に行われていない理由としては、自治体側予算不足、弱体化した農家の家計、職員手当の欠如、政治的介入、移動手段の欠如といった回答が上位を占めている。

### 2) バランガイ連盟による保健省関連調査

現在予備的調査の段階であるが、調査報告書ドラフトによれば、保健分野の分権業務が6階層（中央病院、州政府による州病院、州政府によるムニシパリティ病院、市保健局、ムニシパリティ政府による保健所、ムニシパリティ／バランガイによるバランガイ保健支所）に分かれ複雑に交錯していることを分権された業務が円滑に機能していない理由と位置づけ、それが病院の利用率の低下やサービスの質の低下、医療従事者のモラル低下につながっていると指摘している。

具体的には、①分権化された業務の自治体側による遂行に統一された指針がない、②自治体保健関連職員が新しい職務への対応が不十分のまま現在に至っている、③保健分野の指針の中央レベルの政策からの干渉をDOHが調整していない、④自治体レベルの違いによる保健医療サービスの分断化、⑤与えられた自治体業務に対する地方配分予算の不足、などを指摘しており、自治体医療関係職員の待遇改善、高度な知識を有する専門家の自治体への配置、地方病院の独立採算制支援などを提言している。

### 3) ムニシパリティ連盟による環境天然資源省関連調査

調査報告書（ドラフト）概要によれば、1991年の自治法発効以来、自治体側の環境資源保護の取り組みは一定の効果をあげており職員の能力も向上している半面、DENRは政策立案（及び事務・管理）に特化した組織となり、省予算の約95%が人件費となっていることはDENRによる事業数・規模が激減したことを示すとしている。また、群島であるフィリピンの自然状況が地域で異なることにより全国レベルでの環境政策の一律実施が困難であることを指摘したうえで、森林資源や鉱物資源の民間利用への許認可、環境適合証明の発効権限を自治体側に更に移管することを提言している。その他、保護区監視、土地区分認定、水資源管理などの実務の自治体への完全移管を主張し、これに対応するために現在のDENR地方事務所（PENRO、CENRO）職員の3年以内の自治体への移籍（DENRの地域事務所を地域環境保全技術センターに改編）を提言としている（ただし自治体にとってこれらの提案による更なる責任の実施、人員増加による人件費を確保することが現況の自治体予算で可能かどうかには言及されていない）。

一方、フェーズⅡ調査は地域開発、環境、農業、経済サービス、投資、雇用、インフラ整備と住宅整備、社会開発といった幅広い分野を網羅して地方分権化状況のレビューを行う予定と

している。

現地調査<sup>11</sup>結果によれば、この大統領令による各省庁の調査について、それぞれの調査を実施した自治体連盟が今後のアクションプランとして提言している内容は下記のとおりである。

#### 各自治体連盟による4省庁分野の分権化状況調査での今後のアクションプラン

保健省 (DOH)	<p>(今後12か月でLGUが対応可能と思われるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策のプログラム作成</li> <li>・薬局などの許認可制度</li> </ul> <p>(今後2～3年で対応可能と思われるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報システム、調査システムの整備</li> </ul> <p>(今後4～6年で対応可能と思われるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再国営化された地方病院の再度の自治体移管</li> </ul>
環境天然資源省 (DENR)	<p>(今後12か月で対応可能と思われるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGUによる森林管理規則の充実</li> <li>・LGUによる保護地域監視体制の充実</li> </ul> <p>(今後2～3年で対応可能と思われるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGUによる土地分類図作成の制度化</li> <li>・LGUによる水資源管理に関する委員会結成 (中央政府による水資源管理手続き標準化に準じて)</li> </ul> <p>(今後4～6年で対応可能と思われるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGUによる鉱物資源開発</li> <li>・LGUによる環境影響評価の実施</li> </ul> <p>(今後7～10年で対応可能と思われるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法にあるLGU対応業務の完全実施</li> <li>・その他、将来の環境保全関連法への対応</li> </ul>
農業省 (DA)	<p>(DA-LGU連携の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困削減、恩恵の平等化、農業従事者のエンパワーメント</li> </ul> <p>(DA-LGU連携のフレームワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DA：農漁業近代化法のうち国家農業政策 (ガイドライン充実他)</li> <li>・LGU：国家政策に沿った州政府による州農業政策作成、市町村による直接の農家指導</li> </ul>
社会福祉発展省 (DSWD)	<p>(DSWDの今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所の充実</li> </ul> <p>(LGUへの分権化促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な自治体レベルによる社会福祉事業の実施へのDSWDの支援</li> </ul>

なお、大統領令第444号の上記に述べたような調査の今後の予定については明確なタイムフレームが示されていないが、前述のように中央政府合理化計画も明確な実施期限がまだ定められない状況では、これに連動している地方権限委譲調査も短期的なレビュー結果のアウトプットは期待できないものと予想される。

また、レビューの結果をどのように使うのかが不明である。中央政府の合理化により、中央

<sup>11</sup> 国際協力機構フィリピン事務所ローカルコンサルタント委嘱調査“Project Formulation Study on Local Governance” (Teresita M. Mistal)

政府の地方におけるオペレーションが削減されるようになると、現在でも逼迫している地方自治体財政の更なる悪化も懸念される<sup>12</sup>。

### 6-3 主要国際機関／ドナーの支援傾向

#### (1) 対フィリピン援助の傾向及び地域戦略

フィリピン支援で主要な役割を果たしている国際機関（世界銀行、ADB、UNDP、EU）及び二国間ドナー（米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ）の支援内容の概略を表6-1に示す。

このうち、地域的な戦略（フィリピン国内での重点支援対象地域）についてはUNDP以外はミンダナオ支援を明記している（特にUSAIDは基本的姿勢として地域の安定のためのミンダナオ支援を最大の重点と定義している）。

このミンダナオ支援については、地域の安定のための和平促進という視点でのとらえ方（世界銀行、ADB、USAID）、フィリピン国内において特に貧困地域であるという視点でのとらえ方（CIDA、GTZ）、この双方でのとらえ方（EU、AusAID）に分類される。

ミンダナオ以外で地理的な重点地域について方針を出している機関は少数であり、州単位ではAusAIDが地方開発・教育支援の部分で北サマル、ボホール、アグサン・デル・スール、スリガオ・デル・ノルテ、ミサミス・オリエンタルの5州を重点地域としている。他に各支援方針においてミンダナオ島以外で地域レベルで重点地域を明言しているのはCIDA（貧困地域であることの視点からミンダナオとともにビサヤ諸島西部を重点地域）、GTZ（同様、ミンダナオとともにビサヤ地方を重点地域）のみである。

---

<sup>12</sup> 例として、地方の水供給などでは、中央省庁からの借款及び技術支援で水道事業体（Water District）が結成されサービスを行う一方で、財政に余裕のある地方自治体が独自予算で自治体政府の部局として飲料水供給を行っている。このような重複したサービスを、財政規模の小さいすべての自治体も含め自治体負担とするには、IRAの配分率が現状のままでは自治体（特にムニシパリティ）の財政が対応できないことは明白である。

表 6-1 主要国際機関・ドナー国の対フィリピン援助と地域選定要素 (1/2)

機関名 対比援助計画名	WB Country Assistance Strategy for the Republic of the Philippines 2006年～2008年 経済成長と社会の統合	ADB Country Strategy and Program 2005年～2007年 比国開発政策との調和、投資環境整備、MDGの早期達成にむけての支援、他ドナー協調	UNDP Country Program Action Plan 2005年～2009年 人権、環境、参加型開発を通じての貧困地域へのエンパワーメント支援。	EU The EC-Philippines Country Strategy Paper 2002年～2006年 地域の平和と安定、貿易投資の拡大、持続的発展と貧困削減、人権保護、民主主義の発展、EUとの相互理解促進	USAID USAID/Philippines Strategy 2005年～2009年 ミランダナオおよび他の紛争地域における平和推進 2. 政府機関のバリエーション向上 3. 分権化されたサービスを通じての保健促進・家族計画 4. 自然環境保護、都市環境改善、新エネルギー 5. ミランダナオ紛争地域での教育へのアクセス改善 これら上記すべての重点目標においてミランダナオを重視を明記
対象期間 基本理念 重点分野	1. 財政支援 - 経済成長 - 財政の安定性向上 2. ガバナンス向上 - 社会一般からの行政参加 - サービス実施の効率性の発揮	1. 制度改革 - 電力セクター改革 - 金融制度改革 - 地方自治ガバナンス支援 2. 民間セクターによるガバナンス向上 - インフラ開発、財務発展 3. MDG - 保健セクター能力強化 - 水、衛生分野 - 小規模金融、中小企業育成 4. 地域間格差の是正	1. MDGの達成と貧困削減 - HIV/AIDS対策を含む - MDG1についてはPoverty Reduction Strategy (PRS) Programにそった支援 - マイクロファイナンス (MSP 10の継続) - 少数民族支援 - 中小企業振興 - 関連組織の強化、モニタリング能力強化によるPRS促進 2. 民主主義とガバナンス支援 - 法制度改革 (汚職対策) - 透明性向上 (LGU支援) - 政治改革 (社会的弱者の政治参加) 3. エネルギー開拓政策の促進 - 環境資源管理政策と環境保全に関するキャパシティ・トレーニングプログラム 4. 紛争予防と復興 - 紛争地域でのコミュニティ支援	1. 貧困削減 - 居住条件の統合、他地域での複製 - フログラムアプローチ - ミランダナオ平和 - 貿易・投資拡大 - ガバナンス政策策定支援 1) 市場競争力強化 2) 雇用と社会の保護 3) 投資環境整備 その他補足説明: 3. 人権開発 - ガバナンス向上による民主主義システム - 紛争解決へのミランダナオ支援 4. 治安改善 (ミランダナオ) 5. 教育、文化、科学技術	1. ミランダナオの経済機会拡大 - 紛争地域でのガバナンス向上 - 佛蘭西兵士支援 2. 政府機関能力向上 - 法制度/法体系の整備 - 政策・行政手法改善 3. 保健促進 - 自治体防衛体制改善 - 民間医療の拡大 - 保健計画の理解と拡大 4. 環境 - エネルギーセクター改革 - 都市ガバナンス向上 - 都市環境改善 5. ミランダナオ地域の教育改善
地域選定方針 (全体)	1. 国家レベル (中央ブラットフォアム) - 柔軟性のあるプログラムアプローチ - セクターを越えたアプローチ - 分権化支援 - セクター (地方ブラットフォアム) 2. 地方レベル (地方ブラットフォアム) - サービスの供給 - LGUキャパシティ・ビルディング 3. 民間レベル - 民間機関強化による民間投資拡大 - 公共事業 (民間参加)	1. 選定と集中 - より効果性のある貧困削減/MDG実現へのインパクトを重視 2. 実施の機能性の向上 (インパクトの最大化) - 重点分野集中 (電力、金融、地方分権支援) - アウトカム達成可能性の高いもの - ADBの協力システムに適合したもの 3. 初期実施からの質の向上 - 新実施案からの質の向上 - より広範なコミュニティに社会的に受容されるもの 4. 地域の平和と安定のためのミランダナオ支援	1. MDGの達成と貧困削減 - HIV/AIDS対策を含む - MDG1についてはPoverty Reduction Strategy (PRS) Programにそった支援 - マイクロファイナンス (MSP 10の継続) - 少数民族支援 - 中小企業振興 - 関連組織の強化、モニタリング能力強化によるPRS促進 2. 民主主義とガバナンス支援 - 法制度改革 (汚職対策) - 透明性向上 (LGU支援) - 政治改革 (社会的弱者の政治参加) 3. エネルギー開拓政策の促進 - 環境資源管理政策と環境保全に関するキャパシティ・トレーニングプログラム 4. 紛争予防と復興 - 紛争地域でのコミュニティ支援	1. 貧困削減 - 居住条件の統合、他地域での複製 - フログラムアプローチ - ミランダナオ平和 - 貿易・投資拡大 - ガバナンス政策策定支援 1) 市場競争力強化 2) 雇用と社会の保護 3) 投資環境整備 その他補足説明: 3. 人権開発 - ガバナンス向上による民主主義システム - 紛争解決へのミランダナオ支援 4. 治安改善 (ミランダナオ) 5. 教育、文化、科学技術	1. ミランダナオの経済機会拡大 - 紛争地域でのガバナンス向上 - 佛蘭西兵士支援 2. 政府機関能力向上 - 法制度/法体系の整備 - 政策・行政手法改善 3. 保健促進 - 自治体防衛体制改善 - 民間医療の拡大 - 保健計画の理解と拡大 4. 環境 - エネルギーセクター改革 - 都市ガバナンス向上 - 都市環境改善 5. ミランダナオ地域の教育改善
地域選定方針 (個別案件の例)	1. 国家レベル (中央ブラットフォアム) - 柔軟性のあるプログラムアプローチ - セクターを越えたアプローチ - 分権化支援 - セクター (地方ブラットフォアム) 2. 地方レベル (地方ブラットフォアム) - サービスの供給 - LGUキャパシティ・ビルディング 3. 民間レベル - 民間機関強化による民間投資拡大 - 公共事業 (民間参加)	1. 選定と集中 - より効果性のある貧困削減/MDG実現へのインパクトを重視 2. 実施の機能性の向上 (インパクトの最大化) - 重点分野集中 (電力、金融、地方分権支援) - アウトカム達成可能性の高いもの - ADBの協力システムに適合したもの 3. 初期実施からの質の向上 - 新実施案からの質の向上 - より広範なコミュニティに社会的に受容されるもの 4. 地域の平和と安定のためのミランダナオ支援	1. MDGの達成と貧困削減 - HIV/AIDS対策を含む - MDG1についてはPoverty Reduction Strategy (PRS) Programにそった支援 - マイクロファイナンス (MSP 10の継続) - 少数民族支援 - 中小企業振興 - 関連組織の強化、モニタリング能力強化によるPRS促進 2. 民主主義とガバナンス支援 - 法制度改革 (汚職対策) - 透明性向上 (LGU支援) - 政治改革 (社会的弱者の政治参加) 3. エネルギー開拓政策の促進 - 環境資源管理政策と環境保全に関するキャパシティ・トレーニングプログラム 4. 紛争予防と復興 - 紛争地域でのコミュニティ支援	1. 貧困削減 - 居住条件の統合、他地域での複製 - フログラムアプローチ - ミランダナオ平和 - 貿易・投資拡大 - ガバナンス政策策定支援 1) 市場競争力強化 2) 雇用と社会の保護 3) 投資環境整備 その他補足説明: 3. 人権開発 - ガバナンス向上による民主主義システム - 紛争解決へのミランダナオ支援 4. 治安改善 (ミランダナオ) 5. 教育、文化、科学技術	1. ミランダナオの経済機会拡大 - 紛争地域でのガバナンス向上 - 佛蘭西兵士支援 2. 政府機関能力向上 - 法制度/法体系の整備 - 政策・行政手法改善 3. 保健促進 - 自治体防衛体制改善 - 民間医療の拡大 - 保健計画の理解と拡大 4. 環境 - エネルギーセクター改革 - 都市ガバナンス向上 - 都市環境改善 5. ミランダナオ地域の教育改善

表 6-1 主要国際機関・ドナー国の対フィリピン援助と地域選定要素 (2/2)

機関名 対比援助計画名	AUSAID Philippine Australia Development Cooperation Strategy 2004年～2008年 対象期間 基本理念	CIDA Country Development Policy Framework (CDPF) for the Philippines 1995年～ フィリピンの民主主義発展支援、健全な発展、 経済発展のための経済改革と外国投資環境整備。	GIZ	
重点分野	<p>1. 経済ガバナンス強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公共財務管理</li> <li>- 民間資金活用</li> <li>- 治安状況の改善と安定化</li> <li>- 子口対策支援</li> <li>- ミニマタナオ支援</li> <li>- 地方自治向上</li> <li>- 教育、訓練</li> <li>- 地域特化型地方開発</li> <li>- 人口問題</li> </ul>	<p>1. ガバナンス支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中央・地方政府機関の計画策定、サービスマネジメント</li> <li>- 民間投資の拡大</li> <li>- 民間セクター発展により雇用拡大、生計向上、加比両国の民間セクターの関係強化</li> <li>- NGO、POの開発参加促進</li> <li>- 責任あるガバナンスの醸成</li> <li>- 民間活力化</li> <li>- 社会改革、政治的安定のためのNGO、PO活用</li> </ul>	<p>1. 南部フィリピンにおける和平促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- (ミンダナオ)</li> <li>- 民主主義と分権化支援</li> <li>- 情報通信技術への支援</li> </ul>	
実施戦略	<p>1. 援助協同 (協同融資、二国間援助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- トナー二間 (協同融資、二国間援助)</li> <li>- 比国側とのハイ・トーンアップ (定額委嘱)</li> <li>- オーストラリア国内機関の参加</li> </ul> <p>2. 実施計画/行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ガバナンス</li> <li>- 財政管理、自治促進、汚職対策他</li> <li>- 人間開発</li> <li>- 治安</li> <li>- テロ対策</li> <li>- 和平 (ミンダナオ)</li> <li>- 地方開発</li> <li>- 協業</li> <li>- 地域開発 (PALS)</li> </ul> <p>3. 調査分析 (援助効果測定・評価)</p>	<p>1. Cross-Cutting Issues</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- BMM (経済、社会開発政策の強化による基本サービス供給の充実)</li> <li>- シェアード (実施機関、NGO/PO双方の能力向上)</li> <li>- 環境 (実施機関、NGO/PO双方の環境管理)</li> <li>- インフラ (電力供給、民間技術採用の環境管理)</li> <li>- フラワー (民間セクター重視、民間セクターのインフラ開発)</li> <li>- 民主主義、ガバナンス向上</li> <li>- 地域性 (下記参照)</li> <li>- カナダダ地域機関の参加</li> <li>- モニタリング重視</li> </ul>	<p>1. 環境問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 沿岸自然保護</li> <li>- 森林保護</li> <li>- 経済改革</li> <li>- 中小企業育成</li> <li>- 流通改善</li> <li>- 医療、エイズ</li> <li>- 保健セクター改革支援</li> <li>- 地方医療体制整備支援</li> </ul> <p>4. 水供給/廃棄物管理</p>	<p>1. 環境問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 沿岸自然保護</li> <li>- 森林保護</li> <li>- 経済改革</li> <li>- 中小企業育成</li> <li>- 流通改善</li> <li>- 医療、エイズ</li> <li>- 保健セクター改革支援</li> <li>- 地方医療体制整備支援</li> </ul> <p>4. 水供給/廃棄物管理</p>
地域選定方針/行方 (全体)	<p>1. 貧困削減と和平促進 (フィリピン産物、特にミンダナオ)</p> <p>2. 上記2の「地方開発」の部分で産物5州を優先地域と定義 (2006年産物比面政府合意)</p> <p>選定基準:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 貧困度</li> <li>- 地理的隔離地域 (危険流域等)</li> <li>- 過去5年連続 (現存および)</li> <li>- 過去の豪支被害経験地域</li> <li>- 治安状況</li> </ul>	<p>貧困状況を根拠として、ピサヤ諸島西部地域とミンダナオに集中。他地域は将来検討。</p>	<p>1. 人口増加、所得格差、都市への人口集中</p> <p>2. 教育、医療、雇用機会の限定</p> <p>3. 貧困</p> <p>4. 自然資源危機 (ピサヤ諸島沿岸地域)</p> <p>= これらの問題が顕著なピサヤ諸島、ミンダナオを重点地域として優先的に実施</p>	<p>1. 人口増加、所得格差、都市への人口集中</p> <p>2. 教育、医療、雇用機会の限定</p> <p>3. 貧困</p> <p>4. 自然資源危機 (ピサヤ諸島沿岸地域)</p> <p>= これらの問題が顕著なピサヤ諸島、ミンダナオを重点地域として優先的に実施</p>
地域選定方針/行方 (個別案件の例)	<p>案件名: PACAP (Philippine-Australia Community Assistance Project) (NGO支援)</p> <p>上記5州の5州を自動的に決定</p> <p>1. 上記5州にステークホルダー委員会を組織</p> <p>2. 事業実施者からの要請を審査</p> <p>(= 場所の決定は要請ベース)</p>	<p>案件名: LGSP (Local Governments Support Program) (担当地域)</p> <p>人員、予算、施設の供出意思</p> <p>1. 過去のCIDAまたは他ドナー案件経験</p> <p>2. 自己負担予算コミットメント</p> <p>(= 地域選定および自治体決定優先)</p>	<p>案件名: Small and Medium Enterprise Development for Sustainable Employment Program (中小企業新設)</p> <p>1. 対象はピサヤ諸島としてすでに決定 (企業動向や社会経済指標等の要請ではなく地域は自動的に決定)</p>	<p>案件名: Small and Medium Enterprise Development for Sustainable Employment Program (中小企業新設)</p> <p>1. 対象はピサヤ諸島としてすでに決定 (企業動向や社会経済指標等の要請ではなく地域は自動的に決定)</p>

## (2) 自治体支援型案件の傾向

国際機関／ドナーの進める自治体支援型案件のうち代表的な地方自治体支援事業：LGSP（CIDA）、ミンダナオ公平開発事業：GEM（USAID）、KALAHI-CIDSS（世界銀行）は対象地域を選定するに際して、事業コンポーネントごとのクライテリア（自然条件、社会条件）よりも最初にまず対象となり得る自治体を決定したのち、選定された自治体の能力、意思を考慮に入れつつ案件内容を確定していく傾向がある。

対象自治体の選定においては基準としてそれぞれ①LGSPはコミットメント重視、②GEMは実績重視、③KALAHI-CIDSSは社会指標重視という傾向を有している。それぞれのクライテリアは下記のとおり。

### 1) LGSP（CIDA）

- ① 人員、予算、施設の供出意思
- ② 通常業務との並行での自治体強化などが可能であることの表明
- ③ クラスター又は自治体連合体への参加の意思

必要書類：

- ・首長と地方議会での署名文書
  - ・クラスターの場合は他の自治体との署名入り合意書
  - ・通常と兼務可能であることをコミットする文書
- ④（ムニシパリティの場合）戦略的役割を州内で果たしていること（下記のうち最低1つ）
    - ・エコシステム管理のような重要な開発イシューに対応したクラスターに参加している。
    - ・地域、州で宣言されたGrowth Centerに位置している。
    - ・LGSPの主要テーマ、関心事項に対応している。
    - ・CIDA又は他ドナーの分権関連援助事業に参加している。
    - ・5等級か6等級のLGUで、LGSPのインプットによる効果発現が他の地域へのインパクトとなることが可能であること。
    - ・地域、州の開発計画で戦略的となっていること。
    - ・民間団体とLGUとのモデル的關係を発展させるような重要な民間団体があること。

### 2) GEM（USAID）

- ① ARMM及び近隣紛争地域
- ② 歴史的に、公的サービスの実施において不利な扱いをされてきた人々（少数民族）の人口割合が一定以上を占めること。
- ③ 施設の運営維持管理において良い実績を残していること。
- ④ 25%以上（改修の場合は40%以上）の地元負担金を供出できること。持続的な維持管理費用を確保するだけの財政規模を示すことができること。
- ⑤ GEMスタッフ及び契約業者の安全を確保できること。

（必要書類）

適切な自治体役職者が署名する合意書（MOA）（持続的な維持管理、地元負担金の供出

などを明記したもの)

3) KALAHI-CIDSS (世界銀行)

- ① 州の選定は貧困ランクから下位 40 位まで (ARMM Social Fund で対象の 5 州は除く)。
- ② ムニシパリティの選定は、DOF財務クラス等級の 5 等級、6 等級自治体を優先するが、別途調査にてムニシパリティレベルの貧困度ランクを作成。下記データ源よりの数値を計算式で組み合わせて算出。
  - ・ Household expenditures (1994 Family Income and Expenditure Survey)
  - ・ The Labor Force Survey
  - ・ Census of Population and Housing
- ③ バランガイ (村) の選定については、初年度は最貧 3 バランガイを機械的に選定して実施。次年度からはムニシパリティレベルでInter Barangay Forum (IBF)を行い、それぞれのバランガイからのサブプロジェクトの要請を取りまとめ、協議で決定。

## 第7章 今後の地方開発協力における留意点

前章までに述べてきた1991年地方自治法の発布とその後の経緯、中央政府から地方自治体への権限委譲状況、さらにそれらの委譲された権限（義務）を行使するための自治体能力（組織、財政）の考察を踏まえ、今後の案件形成及び実施における自治体へのアプローチ手法についての所見を①権限、②予算面、③事業実施能力の観点から述べるとともに、主要セクターにおける自治法発効以後の中央（省庁）と地方（自治体）との権限分掌、自治体予算規模、上記の他ドナー案件における対象選定プロセス等を踏まえて、今後の地方開発案件、特に地方自治体を実施機関・カウンターパートとする、若しくは地方自治体が主要なステークホルダーとなる案件形成、協力計画策定時に考慮すべき点を記す。

### 7-1 権 限

地方自治体への直接のアプローチ、又は地方自治体のプロジェクトへの主体的な参加を促進するためには、まず対象とするプロジェクトの内容、必要となる自治体からの協力の細項目それぞれにおいて、中央政府機関の権限（義務）か、分権化及びその後の個々の分野に関する法律により地方自治体の権限（義務）となっているのかを把握しておく必要がある。

フィリピンにて多く見られるケースであるが、法律や省庁令、規則や標準運用規定などが整備されていても実態はそのとおりに動いていないことも多く、自治体権限として法制化されたサービスの規定のみで実際にそれらが実施されているかどうかの判断は未確定要素もあるが、次の手順で制度面（法律上）での状況を確認する。

まず確認すべきは1991年の地方自治法である。下記条文に記載されている自治体レベルごとの所掌業務に、実施しようとする案件の想定される活動内容があてはまるかどうかのチェックを行う（本報告書第3章を参照のこと）。

州：自治法第17条 (b) (3) 項（及び (c) 項～後述）

市：同上 第17条 (b) (4) 項

ムニシパリティ：同上 第17条 (B) (2) 項

次に、各省が自治法施行後に発布している分権化後の中央と地方自治体との分掌に関する省庁令、通達、実施細目にて詳細を確認していく必要がある（本報告書第3章を参照のこと）。分権化に深く関与した4省の関係規則・法令は下記のとおり。

DA：1992年DO第3号（自治法の同省での実施細則）

1992年DO第4号（外国援助事業の取り扱い）

DENR：1992年DAO第30号（自治法の同省での実施細則）

DOH：1992年地方自治法の保健省での実施細則

DSWD：1992年DO885号（自治法の同省での実施細則）

次に、サブプロジェクトを実施するセクターにおいて自治法発効以後、自治法に直接関連なく法制度化された特定トピックの実施に係る法律（共和国法）において、自治体の役割について記述されている部分を確認する必要がある。例として第3章の表3-1～3-3に、特記事項としてこのような共和国法の内容と中央、地方の分担事項を示した（農漁業近代化法、固形廃棄物管



理法、など)。

次段階として、事業内容のうち中央政府と地方政府の双方が分掌上関与しているようなサブプロジェクトを検討する場合、まず当該サブプロジェクトにつき中央で関与するであろう省庁が地域事務所、州事務所を有しているかをまず確認し（本報告書第3章参照）、そのうえで中央省庁の該当する地方事務所の機能、権限、自治体（州政府、ムニシパリティ政府）との関係を把握しておく必要がある。

また前述のように、法令や規則では自治体を実施すべき業務であっても、人材不足、予算不足、首長の関心の低さ、その他の理由にて自治体が行っていないケースもある。このようなリスクを回避するためには自治体の予算書、決算報告などで前年度の活動実績を確認する（本報告書第4章、詳細は後述）。

その他の留意点として考えられるのは下記のとおり。

- ① 法令や規則ではなく、単体の事業において中央省庁（若しくはその地方事務所）と自治体との間で合意書（MOA 又は MOU）を交わし、中央と地方で予算、人員配置、事業実施権限などの分担を規定して事業を実施しているケースもある。このような場合には、その合意書が首長のみとで交わされたものか、地方議会（サングニアン）の決議を添付又は言及しているかを確認する必要がある。（このような決議がない場合は選挙による首長交代で事業が停止又は停滞する可能性が高い<sup>1</sup>。）
- ② サブプロジェクト等に関連した業務が対象自治体にて行われていない場合、通常はその上位の自治体、中央官庁、民間などが行っているケースが多いが、逆に下位自治体の業務になっている場合もある（DSWD など）。ただし基礎自治体、末端自治体（ムニシパリティ、バランガイ）であればあるほど必要とされるサービスは生活密着型（ゴミ処理、水、医療等）のものとなるが、比例して財政規模、能力、組織力<sup>2</sup>は小さくなっていく。
- ③ 下位自治体においては、上位自治体、地方開発委員会、中央省庁により策定された開発計画について関心がない、情報がないといったケースもあり、特に特別予算（中央が実施する際の地方自治体への事業／プログラムのコスト補助、インセンティブ）などがない場合にはその傾向が強くなることから、中央政府の全国対象プログラムなどの地方における浸透度を確認する必要がある。
- ④ 第6章にて述べた大統領令第366号による中央政府合理化、第444号による分権状況調査も今後の自治体へのアプローチに大きな影響を及ぼすことが予想される。特に前者は、中央省庁

---

<sup>1</sup> USAID の GEM では選挙前6 か月は対象自治体の選定や、選定された自治体でのサブプロジェクトの検討を行わないことで政治的干渉を避ける努力を行っている。

<sup>2</sup> 第4章にも述べたように、最小行政区であるバランガイレベルでは「バランガイ政府」という組織ではなく、バランガイ長と評議会議員の個人の集合でありバランガイ政府実務スタッフ（雇員）がいるわけではない。山間部や農村においては、自治法でバランガイレベルで規定されている各種委員会や、中央政府がバランガイレベルまで規定している委員会も実際は同じ顔ぶれとなることもある。

の地方事務所や州事務所の廃止・統合などを促進する可能性があり、その場合には自治体側の体制、財政状況などについても変化が生じると思われる。

## 7-2 財務面

今後の想定される地方自治体へのアプローチ、また自治体が直接又は間接にプロジェクトに関与するシステムを検討する場合に、自治体の財務能力の確認は不可欠である。財政面での裏づけが留保できない場合には、上述の中央-自治体との合意書も形骸化することになり、またカウンターパートの配置、プロジェクトのインパクトの継続的モニタリング、運営維持管理、他地域への発展などのすべての面においてリスクが生じることになる。

財務面の自治体能力評価においては、まず下記3点を把握することが重要である。

- ① 自治体の財務クラス（本報告書第4章を参照のこと）
- ② 内国歳入割当金（IRA）の当該自治体への国庫よりの支給額の総額
- ③ 上記IRAの自治体総歳入に占める割合（すなわち、国庫に頼らない自治体独自の歳入の規模）

本報告書第4章のとおり、自治体の財務クラスは自治体の財務規模、IRA依存度、開発予算や人件費など、プロジェクト実施のための指標となる多くの要素を示す尺度となるもので、対象自治体の財務クラスを知っておくことは自治体の財務状況把握の最初の切り口となる。例として、本報告書第4章にて記したとおり、財務クラスが上の自治体ほど独自収入が多く、また財務クラスが下の自治体ほど支出のうち人件費の占める割合が高くなる（すなわち設備投資などに使用できる開発予算は小さくなる）。このような点は初期的な予備段階の検討時に傾向として把握しておくことと有益であると同時に、異なる複数の自治体を相対的に比較する際にも利用できる（すなわち、財務クラスが大きく異なる2つの自治体の財政能力や事業実施能力の相対的な格差をある程度予想することができる）。

IRAの総額及び、その20%（開発目的用途）の規模を把握することは、プロジェクトのカウンターパート確保やサブプロジェクト事業（パイロット事業）費用の地元負担、運営維持管理コストと照らし合わせての規模検討（プロジェクトの実施が対象自治体の財政にどれだけのインパクト、負担となるか）に必要である。例として、ムニシパリティレベルでのサブプロジェクトへの参加を計画する場合、第4章に示したようにムニシパリティの開発に使用できる総予算が全国平均で年間約2,600万円程度であることを念頭に置いた案件形成を行う必要がある。

自治体の財務状況の詳細なチェックには、まず対象自治体の歳入、支出額を確認することが重要である。自治体の歳入、支出状況は予算書（Local Budget Preparation Form：LBPF）のうち前年度の総計と今年度の報告時点の四半期までの決算表（書式 No.151-A）にて確認可能である。また、特に支出の目的別内訳表（人件費、運営費、投資費の区別と内訳）は同じくLBPFの書式 No.152にて確認できる（特に人件費の部分は、形成しようとしている案件のカウンターパートの人数が自治体の財務規模に照らし合わせて妥当かを判断する基準となり得る）。

目的別ではなくサービス別（セクター別）の予算は予算書よりは自治体政府の各部局の提出している実行予算計画（Work and Financial Plan）にて確認が容易である（書式はLBEF No.251-A）。

なお、本報告書付属資料に示すように、現在ではDILGのホームページから自治体名を入力し

て全国のムニシパリティレベルまでの自治体決算書（四半期ごと）を閲覧することが可能となっている<sup>3</sup>。遠隔地などで実際の予算書類が閲覧できない場合には利用可能である。

なお今後の自治体対象の案件形成時において、実施決定後の初年度の活動計画作成時などにおいては、関係する自治体がカウンターパートの確保やパイロットプロジェクトの地元負担金を確保する場合、第4章の財務カレンダーに示すように毎年7月の翌年度予算編成案指示から10月中旬の翌年度予算地方議会提出の期間中が効率的に行うことができる。これより遅くなると予算修正の機会が特別予算計上を行わないと新規の支出行為（新規事業のために雇用するカウンターパートの給与など）は翌年度に間に合わなくなる。

### 7-3 事業実施能力面

本章冒頭で述べたとおり、国際機関やドナーの自治体対象プロジェクトは、地域ニーズや当該セクター指標、他地域へのインパクトを考慮した戦略性などを重視して対象地域を選択するよりも、協力期間中のカウンターパートの安定確保、受容能力や地元負担金の負担能力、協力期間終了後の自立発展性を重視して能力ある自治体を選択していく傾向が見られる。

このような対象自治体の能力を検討していくには、LGSPのように「過去CIDA又は主要ドナーの案件を受容した自治体」を選択基準のひとつにしたり、USAIDのGEMのように地方ネットワーク（NGO、民間、他ドナープロジェクト現場）からの情報を基に才覚ある指導者（首長）がいる自治体をまずリストアップしてアプローチしていく（協力内容の検討はその次段階）という方法も使われている。

参考までに、USAIDがミンダナオ島で実施中のGEMの自治体選定チェックリスト及びサブプロジェクト選定チェックリストを本報告書末の付属資料2. に示す。

同チェックリストを参考とし、対象自治体の能力評価には下記のような項目を考慮すべきと考えられる。

- ① 行政能力（地方議会や委員会などは定期的に開催され機能しているか、IRAの支出細目に入った決算書は作成され提出されているか、支出計画と現時点までの予算執行状況に大きなずれがないか、等）
- ② 実施意思（必要とされる人員の確保、地元負担金の地方議会での承認、継続的な維持管理費用負担のコミットメント、等）
- ③ 類似案件や他ドナーによる協力実績
- ④ 住民ニーズが自治体開発計画に反映されているか、反映させるシステムはあるか

その他の留意点として考えられるのは下記のとおり。

- ① 自治体がパイロットプロジェクトなどに参加を希望する場合、首長のプレゼンス拡大のために実際の財務能力を超えて過剰なコミットメントを行う場合もあり、その予防のためにも年度初めの開発計画及び年間予算と、中間段階での支出状況のチェックは重要である。

---

<sup>3</sup> この決算書ではサブセクターごとの支出一覧までは入手できない。教育、医療、住宅／村落開発、雇用対策以外は「社会サービス」「経済サービス」に大別されており、その小分類ごとの金額までは把握できない。ちなみに、経済サービスには農業、農地改革、漁業、鉱山、天然資源保護、森林、土地保全、産業、建築製造、貿易、観光振興、電力、水、治水、灌漑、運輸通信といった広い分野が含まれている（環境関連業務でも、天然資源の利用はこの経済サービスに計上されるが廃棄物処理は住宅／村落開発に計上されている、といった点も注意が必要）。

- ② 上位から下位になるほど自治体の政策立案や開発計画策定に首長自身の意向などが反映されやすくなる。自治体の計画・開発調整官（PPDC、MPDC）の能力にも左右されるが、自治体の計画策定部署の活動が活発であるかどうかはひとつのチェック項目になり得る。
- ③ 協力期間終了後の自立発展性確保には、事業開始時の事業計画や中央政府との合意書、周辺自治体とのクラスター形成合意書等が地方議会で承認され、選挙で新首長となっても実施に法的強制力が付与されているかどうかを確認することが重要である。
- ④ 第5章に示したような各種モニタリング結果はDILGや自治体から入手可能であるが、社会経済関連状況などはモニタリング実施から時間が経過している場合は正確な状況を反映していないことが想定され、むしろ結果よりもモニタリング項目や指標などが参考になる。特にガバナンス関連（財務や開発計画策定などに関する情報公開度）の質問項目は事前調査時に流用可能である。

上述のような地方自治体への直接の協力や自治体の参画が必要となる協力を検討する場合の簡易チェックリスト（案）を表7-1に示す。

表7-1 協力を検討する場合のチェックリスト (1/2)

大分類	中分類	小分類	留意点	チェック項目	
権限	法制度	地方自治法	地方自治法17条に記載された業務か	地方自治法(共和国法第7160号)第17条(b)項 (1)バラングアの責務(i-viii)、(2)ムニシパリティ政府の責務(i-xii) (3)州政府の責務(i-xii)、市政府の責務(i-xii)	
		省庁令	各省庁の自治法に関する実施細目規定に定義されているか	同条(c)項(中央予算による公共事業、インフラ整備事業は除外) DA(DO No. 5, 1992), DENR(DAO30, 1992), DOH(Rules & Regulations, 1991), DSWD(DO No. 005, 1992), DPWH(DO No. 110, 1993), DAR(E0607, 1992), DepED(E0292, 1991), DOE(RA7638, 1992), DTI(E0507, 1992), DILG(IRR of RA6975, 1991)、他	
		セクター別事業法	特定分野の法律で自治体の権限・責任が定められているか	農漁業近代化法(1997)、固形廃棄物管理法(2000)など特定セクター・特定サブセクターの法律における自治体権限、責任の確認 大統領令、行政令は大統領府HP(添付1参照)で確認(法案名をキーワードで検索可能)	
	組織分掌	中央-地方	合意書	中央-自治体間合意書によるものか、合意書は地方議会承認されたものか	自治体法務局(Legal Office)での確認 地方議会の議事録一覧での確認 地方選挙での首長交代直後には合意の不履行につき特別の注意が必要(上記の再確認)
			中央主導計画	中央-地方の地方事務所の業務との関連性はあるか、役割分担は明確か	中央省庁のリージョン事務所、州事務所等の分掌業務範囲の確認 LGUで任命がOptionalとなっているセクター担当官の任命状況 中央省庁とLGUとの特定分野での合意書(MOA・MOU)
	実態	補助金	知識	中央の政策の地方での実施に中央から特別予算が手当てされているか	中央省庁からリージョン事務所、州事務所等への予算配分状況 特定分野における特別法(上記)での予算負担機関の確認と実際の予算処置状況 これらの特別法におけるインセンティブ(罰金等)の徴収機関の確認
			実施状況	上位自治体、中央政府などの政策は適宜知らされているか(理解されているか)	州開発計画、ムニシパリティ開発計画への反映状況 LGU側での実行予算書(WFP)への反映状況 中央政府側での自治体関与についてのフィードバックの有無
	財務	財務規模	財務クラス分類	財務クラスは同等級か	自治体予算への反映 自治体歳出(前年度)での具体的予算処置状況(補正予算含む) 災害対策においては災害対策費の計上の有無(国庫、LGU双方)
			IRA総額	直近のIRA配当額はどのくらいか。想定される自治体負担コストの規模に対応可能か	DOFのHPにおける確認(添付1参照) 対象地域が複数の自治体に位置する場合、自治体間でのクラス格差に留意 自治体クラスターを対象の場合、複数自治体間でのクラス格差に留意
			予算(目的)	人件費、維持管理費、投資費の前年度実績は想定される自治体負担規模に対応可能か	DBMのHPにおける確認(添付1参照) 前年度のIRA総額の20%相当額の見当 前年度支出傾向(直近の自然災害の対策費などの負担があるか)
予算(セクター)			直近予算で対応セクター用に計上した予算規模は想定される自治体負担規模に対応可能か	直近四半期の決算表(LBPF No. 151-A)での確認 支出の目的別内訳表(LBPF No. 152) サービズ(セクター)別予算内訳(LBFF No. 251-A)	
能力	行政能力	時期	想定される協力の開始時期に、C/P配属等の予算が次年度予算にまだ計上可能か	セクター別予算規模の把握(上記) 借入金(MDF)や他政府系金融機関からの借入/返済状況 前年度予算での投資に次年度投資が組み込まれているか 調査時点での次年度予算書の状況(毎年10月16日が実行予算書の地方議会提出期限) 補正予算の可能性 C/Pの雇用形態(臨時職か正式職員か)	
		議会の機能	議会や各種委員会は機能しているか。定められた日時に開催されているか	各委員会の議事録一覧での確認 LGUの官報(公示)の有無(情報公開制度) LGUの開業計画に各委員会での方針などが反映されているか	
能力	予算執行	前年度予算と昨年度支出の差、今年度予算と現在までの支出状況の差	前年度予算と比較して予算が極端に突出したり予算が削減されたセクターの有無	前年度予算と比較して予算が極端に突出したり予算が削減されたセクターの有無	
		内外的要因(自然災害等)の影響	内外的要因(自然災害等)の影響	内外的要因(自然災害等)の影響	
能力	予算執行	内外的要因(地方選挙による首長交代や上位自治体首長の所属政党との関連)の影響	内外的要因(地方選挙による首長交代や上位自治体首長の所属政党との関連)の影響	内外的要因(地方選挙による首長交代や上位自治体首長の所属政党との関連)の影響	
		内外的要因(地方選挙による首長交代や上位自治体首長の所属政党との関連)の影響	内外的要因(地方選挙による首長交代や上位自治体首長の所属政党との関連)の影響	内外的要因(地方選挙による首長交代や上位自治体首長の所属政党との関連)の影響	

表7-1 協力を検討する場合のチェックリスト (2/2)

コミットメント	人材確保	カウンタートパートの手当等の予算は確保されるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 自治体の前年度の総人件費の確認と、当該年度の人件費予算額の確認</li> <li>- 1等級~3等級自治体においては人件費は総予算の45%が上限</li> <li>- 4等級~6等級自治体においては人件費は総予算の55%が上限</li> </ul>
	維持管理	パイロットプロジェクト等の運営維持管理費は確保されるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 過去数年間の自治体総支出における施設維持管理費(MOOE)比率の推移の確認</li> <li>- 過去の当該セクターに関する支出の総支出に占める比率の推移の確認</li> <li>- 同じセクターでの直近の自然災害などによる高額支出行為の有無</li> </ul>
	法的根拠	首長から得る自治体負担分のコミットメントは法的効力はあるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 自治体法務局 (Legal Office) での確認</li> <li>- 議会で討議された(される)か(地方議会の議事録一覧での確認)</li> <li>- 地方選挙での首長交代直後には台意の不履行につき特別の注意が必要</li> </ul>
経験	類似案件	類似案件(規模、内容)を実施した経験はあるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外部資金利用の受け皿としての受動的経験か、事業計画策定から関与したものか</li> <li>- 実施経験はあっても、MDFや政府系銀行からの借入金を利用している場合の返済状況の確認(返済不履行はIRAからの減額設定あり)</li> </ul>
計画策定	計画立案能力	首長のみの意向ではなく計画策定部署は機能しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 計画局(州=PP00、市=CP00、ムニシパリティ=MP00)による開発計画(短/中/長期)</li> <li>- 上記計画書と予算執行状況との相関関係</li> <li>- 首長の直近地方選挙時における公約と上記開発計画の内容との相関関係</li> </ul>

#### 7-4 主要セクターにおける地方開発案件の形成・実施における留意点

第3章にて述べたように、フィリピンにおける地方分権化の礎となった1991年地方自治法の施行により最も大きな変革を遂げたのは、予算、人員の大幅な地方移管の行われた4省庁（DA、DENR、DOH、DSWD）の所轄するそれぞれ農業セクター、環境天然資源セクター、保健セクター及び社会福祉セクターであった。本報告書においてこれまで述べてきたフィリピンにおける地方分権化の経緯及び現状、また地方自治体の財務状況を踏まえたうえで、これら主要4セクターにおける今後の地方開発案件の形成及び実施に係る留意点を、7-1～7-3で述べたような権限、財務及び事業実施能力といった観点から改めてまとめる。

第3章においては、1991年地方自治法により地方自治体の所轄となった業務、また同時期に発布された各省庁の分権化後の所轄業務を法制度面から述べた。下記に、これら4セクターの法律上の分掌業務を再度簡易な表にして示す。

表7-2 農業セクターにおける法制度上の関係機関分掌業務

項目／組織	DA本省	DA 地方ユニット	州政府	市・ムニシパリティ政府／バランガイ
普及活動	政策・方針の策定	LGU への技術指導	普及に係る研修計画策定	農家研修の実施
技術開発	ガイドライン作成	可能性調査	研究実施、改良品種の配布	(なし)
現場方針策定	ガイドライン作成	ガイドライン実施	州レベル委員会活動	それぞれのレベルの委員会活動
許認可・規制	基準策定、標準化	農薬、家畜飼料、種苗の証明書発行	漁業関連法の実施	左記同様
標準行動規定策定	現行マニュアルのレビュー	政策、行動規定に係る研修実施	マニュアルの配布	左記同様
地域限定型技術移転	省庁間調整	地方自治体との合意書締結	DA 地方ユニットとの合意書締結	(なし)
技術指導	技術移転に係る方針、調整	技術移転に係る方針策定と調整	(なし)	(なし)
NGO、民間参加	NAFC を通じての機材支援等	地域レベル委員会 (RAFC) 活動	州レベル委員会 (PAFC) 活動	自治体負担予算での普及活動

表 7-3 環境・天然資源セクターにおける法制度上の関係機関分掌業務

項目／組織	DENR 本省	DENR 地域／州／ 地方事務所	地方自治体
全 般	環境政策策定、計画立案、モニタリング	それぞれの地方レベルの左記業務	(なし)
森林管理	LGU 指導、支援	それぞれの地方レベルの左記業務	統合社会林業 (ISF)、新規植林事業、森林契約管理、流域管理、法令適合監視
保護地域管理、 動植物保護	LGU 支援	それぞれの地方レベルの左記業務	森林公園や観光資源の開発、管理と保護
環境管理	関連法規遵守指導に係る LGU 技術支援	それぞれの地方レベルの左記業務	自然破壊 (環境汚染) 保護、固形廃棄物処理
鉱物資源開発	関連法規遵守指導に係る LGU 技術支援	それぞれの地方レベルの左記業務	小規模鉱山開発法規の徹底、許認可と取り締まり
土地管理	土地利用区分境界調査	(なし)	地籍図調査、土地区画調査の実施
その他	LGU職員への研修補助、 留学機会等提供、NGO との調整	(なし)	(なし)

表 7-4 保健セクターにおける法制度上の関係機関分掌業務

項目／組織	DOH	州政府	市・ムニシパリティ政府	balan g ai
全般、政策	国家レベル保健政策、ガイドライン整備	州保健局による一般活動	市保健局／町保健局による一般活動	(なし)
病院運営	中央政府系病院の運営	州病院、町病院運営、1次～3次医療サービス実施、薬品調達	市病院運営 (市のみ)、1次～3次医療サービス実施、薬品調達	(なし)
プライマリ・ヘルス・ケア	(なし)	(なし)	プライマリ・ヘルス・ケア (母子保健、家族計画他)	村落保健支所の運営
医療制度整備	保険制度整備	保険制度整備 (自治体レベル)	(なし)	(なし)



表7-5 社会福祉セクターにおける法制度上の関係機関分掌業務

項目／組織	DSWD	州政府	市・ムニシパリティ政府	balan g ai
災害時援助	(複数の州、市にまたがる右記業務)	災害時の救援	市は左記に同じ、町は災害防御体制整備を含む	(なし)
雇用促進	(複数の州、市にまたがる右記業務)	(市・町への支援)	雇用促進	(なし)
家庭及びコミュニティ福祉	(なし)	(市・町への支援)	家庭カウンセリング、家族計画指導他	(なし)
女性福祉	(複数の州、市にまたがる右記業務)	(市・町への支援)	母子保健、育児技術向上、職訓	(なし)
児童福祉	保護施設／地域児童センター運営	(市・町への支援)	ストリートチルドレン保護、非行少年更正	託児所の運営
老人・障害者福祉	地域障害者職業訓練センター運営	(市・町への支援)	障害者の社会参加支援他	(なし)
法的支援	親権・養育権問題、児童保護	(なし)	(なし)	(なし)
その他	特別プロジェクト(全国対象)	(なし)	(なし)	(なし)

上表から、いずれのセクターにおいても実際の現場活動についての責任が地方自治体、特にムニシパリティのレベルに集中していることは重視すべき点である。一方第4章にて述べたようにムニシパリティにおいては歳入の約85%（全国平均）が国庫からの配分金に依存しており、かつ歳出の約50%が人件費支出にあてられている現状を考慮すると、地方開発協力の案件形成において現場のカウンターパート機関としてのムニシパリティに対し安定した資金支出、人材拠出を求めることについては慎重な検討が必要である。

特に、上表における分掌業務はあくまでも地方自治法や関連法規により定められたものであり、実際には自治体の予算不足から中央省庁がいまだに事業実施を行っていたり、また自治体の責務として規定されていても実際には予算が計上されていないケースも存在することが予想されることから、これら自治体の資金／人材拠出を期待するような案件の形成においては対象自治体の年間予算計画、担当部署の人員配置や直近の過去会計年度における支出実態などを把握し、自治体の業務実態が法律面における責務から乖離しているかどうかの確認、また、乖離しているとすればそのような現状下において自治体の資金／人材拠出を求めることが可能かについての法制度面、予算面双方からの検討が必要となる。

特に、自治法や関連法規により規定された各種委員会、すなわち計画策定面における地方開発委員会（LDC）や、複数セクターの関与する特定分野委員会（災害対策委員会、農地改革委員会、固形廃棄物管理委員会など）が定期的開催され機能しているか、過去にこれら委員会の決定による政策が自治体拠出予算の確保を含め実施されているか、といった点についての確認が重要

である。

地方自治体は予算不足、能力不足であるという論、計画策定業務が自治法の施行により国から地方に下りてきたためにこれまで計画策定経験がなかったことから対応できていない、という論は自治法施行（分権化）直後から現在に至るまで何度も繰り返し論じられてきたが、既に自治法施行から15年が経過していまだに同じ指摘がなされている<sup>4</sup>。予算不足という点は、JICAでも別途IRA配分率の見直しという開発調査を準備中であるが、実現しても自治体へのインパクトの発現は長期的なものであり、自治体（特に町レベル）の予算状況を短中期的に大きく改善することは望めない。本報告書第4章にて記載したように、町レベルで開発投資に使用できる予算は全国平均で年間2,000万円程度であり、特定セクターへの集中投資が期待できない状況下、前述のLGSPのように開発事業の実際のコストはすべて自治体負担として協力内容を計画策定能力の向上に限定するといった内容の協力は、安定した独自財源があり優秀な首長による強い開発コミットメントのある自治体であることを前提として初めて進められるものとしてとらえておくべきと考えられる。

逆に、過去において外国援助案件、中央政府予算による事業を実施した経験のある自治体であれば、これらの類似案件経験において過去どのような予算処置と人員拠出が行われたかを確認することは有意義である。特に、地域密着型でのプライマリー・ヘルス・ケア、コミュニティー植林、災害対策といった業務内容において過去に外国援助による資金を活用し事業実施を経験していたり、国庫（IRA以外、例としてMDF）を利用して事業を行った自治体であれば、その事業実施能力についてはある程度の期待をすることは可能と考えられる<sup>5</sup>。

各セクターに特化した留意点としては下記のような点が考えられる。

(1) 農業セクターのうち普及活動については研修等の方針をDAが策定し、それに基づいたLGUへの技術指導をDA現場事務所が行い実際の農業研修はムニシパリティレベルが担当するというシステムとなっているが、自治体の予算不足による研修実施の困難さ、また農業研修の現場でのフィードバックがDAに返されないことで普及政策の改善がなされにくいといった問題点を内包している。したがって、農業普及に関する協力案件を立案する場合には、対象地域の実際の農業普及活動を行うムニシパリティ政府の農業普及員の雇用状況、活動費の支給状況や予算確保の可能性、また自治体とDA地方事務所との連携状況（普及活動結果のフィードバックシステム構築可能性）を考慮していく必要がある。

同じく農業セクターのうち農業生産技術開発に関しての協力案件の立案においては、技術研究を行うDA及び現場ユニットへの技術的支援が効果的であるが、自治法においては中央レベル又はリージョンレベルで開発された技術の実際の現場への波及は自治体側となっている。自治体における農業担当部署（PARO、MARO）が限られた人員、予算で活動しており、自治法で規定されているような具体的な技術活用には限界がある現状を考慮すると、開発された新技術の現場への普及体制（州政府による地域密着型技術への適応や種苗配布）などの能力の限界

<sup>4</sup> 国際協力機構（2005年12月）「フィリピン共和国地方分権・地方開発／地方自治体行政能力向上プロジェクト形成調査報告書」第4章4-3を参照のこと。

<sup>5</sup> 地方選挙による首長交代で自治体の開発優先セクターが変更されることも考慮に入れておく必要がある。

を視野に入れた協力規模の考察が必要であり、開発された技術の現場への伝播（生産性拡大の発現）に困難が予想される場合には技術開発のみならず地方自治体への現場適応技術支援などを同時に検討していくことが望ましい。

- (2) 環境・天然資源セクターにおける総合社会林業や流域管理においては、法制度上は地方自治体の所管となっているものの自治体レベルの規定（州政府かムニシパリティ政府か）については明確な規定がなく、地方によって対応も統一されていない。しかしながら、小規模の植林活動を除く総合社会林業や、ある程度の面的展開による対応が必要となる流域管理については単独のムニシパリティの行政区界内に対象地域がとどまるような案件では協力効果の発現が限定されることから、州政府レベルでの協力がより有効であると考えられる。

固形廃棄物処理についても、国家レベル、州レベル、市レベル、ムニシパリティレベルでの固形廃棄物管理委員会の設置が2000年の共和国法第9003号（固形廃棄物管理法）に規定されているが、実施（処理場建設）はムニシパリティが行うこととなっており、DENRや州政府がそれぞれのレベルの委員会を通じて支援（技術支援、資金支援）を行うこととされている。上述のようなムニシパリティの脆弱な予算状況を考慮すると、実態はムニシパリティ独自の（国家レベル委員会が規定するレベルでの）廃棄物処理場の建設などは困難であると考えられることから、これらの分野の協力を検討する際にはムニシパリティ政府に対する上位自治体の資金支援、技術支援の可能性を初期の段階で確認しておく必要があると考えられる。

- (3) 保健医療分野においては、医療サービスの実施が6階層（中央病院、州政府による州病院、州政府によるムニシパリティ病院、市保健局、ムニシパリティ政府による保健所、ムニシパリティ／バランガイによるバランガイ保健支所）に分かれ複雑に交錯していることを念頭に置き、想定される協力のカウンターパートとなる自治体の上位自治体／下位自治体との関連、連携可能性、分掌（権限、予算）、調整状況を十分に把握したうえでの案件形成が必要となる。特に、公的保健センターにおいては高次かつ大規模な病院に、本来であれば低次医療施設で対応可能な患者を含めた多数の患者が集中する一方で、地域病院レベルでの小規模病院の利用率が低いといった問題も指摘されており<sup>6</sup>、地域住民のニーズに対応した医療サービスの向上に係る協力を検討する場合には、これらの自治体レベル間関係の検討は特に重要である。

また、高額な報酬を要する高度の医療従事者の配置を前提とするような案件を検討していく際には、所属自治体の予算（人件費総額の総予算に対する比率に上限あり）も併せ検討することは必要不可欠である。

- (4) 社会福祉セクターにおいてもムニシパリティ政府に多くの責務が課せられているのは同様である。特に、女性福祉や社会的弱者の雇用促進等については、上位自治体（州政府）に下位自治体への支援が自治法において規定されているものの、実際に協力内容を検討する場合にはこれらの支援内容（過去）及び支援可能性（将来）の確認は不可欠である。

児童福祉や老人、障害者福祉については国家レベル（保護施設、地域児童センター、地域障害者職業訓練センター）の活動が、これら地方自治体の活動との現場レベルで連携が図られて

<sup>6</sup> 国際協力機構（2004年12月）「フィリピン国保健分野プロジェクト形成調査 ファイナル・レポート」より。

いるかについての確認（特に、これら中央が対応している国家的な社会福祉政策がムニシパリティレベルに適切に浸透しているか、また将来にわたり継続的なムニシパリティ支援が行われるか）が必要である。

## 付 属 資 料

1. 地方自治関連ホームページアドレス集
2. 自治体選定・案件選定クライテリアの例 (USAID-GEM)
3. 自治体財務クラス一覧
  - 3-1 州、市
  - 3-2 ムニシパリティ
4. LGPMS 自治体モニタリング用調査票
5. LPPMS 自治体モニタリング用調査項目
6. Local Development Watch 調査項目

# 1. 地方自治関連ホームページアドレス集

URLアドレス	機関/団体	内容
(一般状況) <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/keizai.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/keizai.html</a> <a href="http://www.census.gov.ph">http://www.census.gov.ph</a>	(日)外務省 NSO	主要経済指標 主要統計指標
(地域特徴) <a href="http://www.t-macs.com/kiso/local/index.htm">http://www.t-macs.com/kiso/local/index.htm</a>	(日)フィリピンサイトニュース	地方紹介(州)、人口世帯数等(市、町)
(地域経済) <a href="http://localweb.neda.gov.ph/~ioneda/regional.html">http://localweb.neda.gov.ph/~ioneda/regional.html</a> <a href="http://www.medco.gov.ph/medcoweb/home.asp">http://www.medco.gov.ph/medcoweb/home.asp</a>	NEDA MEDCO	リージョンごとの主要経済指標 ミンダナオ島主要指標
(地方自治体一般) <a href="http://www.gov.ph/govlinks/localgov.asp">http://www.gov.ph/govlinks/localgov.asp</a> <a href="http://www.gov.ph/cat%5Fflocalgov/">http://www.gov.ph/cat%5Fflocalgov/</a> <a href="http://elgu.ncc.gov.ph">http://elgu.ncc.gov.ph</a> <a href="http://www.ulap.gov.ph/">http://www.ulap.gov.ph/</a> <a href="http://www.lpp.gov.ph/">http://www.lpp.gov.ph/</a> <a href="http://www.lcp.org.ph/">http://www.lcp.org.ph/</a> <a href="http://www.lmp.org.ph/">http://www.lmp.org.ph/</a> <a href="http://www.barangay.gov.ph/">http://www.barangay.gov.ph/</a>	比政府公式サイト 比政府公式サイト 国家コンピューターセンター 自治体連盟連合会 州連盟 市連盟 町連盟 村連盟	州、市、町のHPリスト LGUに関する全般 LGU名でHP検索可能 リスト、活動状況など リスト、活動状況など リスト、活動状況など リスト、活動状況など リスト、活動状況など
(1992年地方自治法) <a href="http://www.dilg.gov.ph/LocalGovernmentCode.aspx">http://www.dilg.gov.ph/LocalGovernmentCode.aspx</a>	DILG	1992年地方自治法全文
(国家財政) <a href="http://www.dbm.gov.ph/dbm_publications/gaa_2005/gaa_2005.htm">http://www.dbm.gov.ph/dbm_publications/gaa_2005/gaa_2005.htm</a>	DBM	2005年度予算
(自治体財政) <a href="http://www.dbm.gov.ph/dbm_publications/nep_2005/bpms_files/ALGU.txt">http://www.dbm.gov.ph/dbm_publications/nep_2005/bpms_files/ALGU.txt</a> <a href="http://www.blgf.gov.ph/pages/fiscalData.php">http://www.blgf.gov.ph/pages/fiscalData.php</a> <a href="http://www.blgf.gov.ph/pages/searchMain.php">http://www.blgf.gov.ph/pages/searchMain.php</a> <a href="http://www.blgf.gov.ph/pages/downloads.php?cat=Others">http://www.blgf.gov.ph/pages/downloads.php?cat=Others</a> <a href="http://www.lgugc.com/download/CSRS.doc">http://www.lgugc.com/download/CSRS.doc</a>	DBM DOF DOF DOF LGUGC	自治体への交付金関連(過去3年間) 自治体の過去4年間収支表 最新の自治体収支(四半期ごと) 自治体財務クラス分け一覧 自治体財務信用度ランク
(共和国法、大統領令、行政令、省庁令等) <a href="http://www.ops.gov.ph/records">http://www.ops.gov.ph/records</a>	大統領府	2003年からの主要な法令一覧
(中央政府合理化法案) <a href="http://mail.dilg.gov.ph/cmtweb/EO366anditsIRR.pdf">http://mail.dilg.gov.ph/cmtweb/EO366anditsIRR.pdf</a>	DILG	大統領令第366号およびその実施細目
(地方政府権限委譲整理調査) <a href="http://www.ops.gov.ph/records/eo_no444.htm">http://www.ops.gov.ph/records/eo_no444.htm</a>	大統領府	大統領令第444号
(自治体モニタリング関連) <a href="http://www.blgs.gov.ph/lgpm/">http://www.blgs.gov.ph/lgpm/</a>	DILG-BLGS	ADB支援モニタリングシステム
(他ドナーの分権化支援主要案件) <a href="http://kalahi.dswd.gov.ph/">http://kalahi.dswd.gov.ph/</a> <a href="http://www.lgsp.org.ph/">http://www.lgsp.org.ph/</a> <a href="http://www.usaid-ph.gov/mindanao_gem2.php">http://www.usaid-ph.gov/mindanao_gem2.php</a>	Kalahi-CIDSS (WB) LGSP (CIDA) GEM (USAID)	
(各セクター・分野の基礎統計) <a href="http://www.bas.gov.ph/downloads.php">http://www.bas.gov.ph/downloads.php</a> <a href="http://www.deped.gov.ph/factsandfigures/default.asp">http://www.deped.gov.ph/factsandfigures/default.asp</a> <a href="http://www.doh.gov.ph/data_stat/html/">http://www.doh.gov.ph/data_stat/html/</a> <a href="http://www.denr.gov.ph/section-facts-figures">http://www.denr.gov.ph/section-facts-figures</a> <a href="http://www.denr.gov.ph/nswmc/">http://www.denr.gov.ph/nswmc/</a> <a href="http://ndcc.gov.ph/ndcc/index.php">http://ndcc.gov.ph/ndcc/index.php</a> <a href="http://www.lwua.gov.ph/downloads/downloads.htm">http://www.lwua.gov.ph/downloads/downloads.htm</a> <a href="http://www2.dswd.gov.ph/download.php">http://www2.dswd.gov.ph/download.php</a> <a href="http://www.doe.gov.ph/downloads/default.htm">http://www.doe.gov.ph/downloads/default.htm</a>	DA DepED DOH DENR NSWMC NDCC LWUA DSWD DOE	農業関連統計資料 教育関係統計資料 保健関係統計資料 環境関連統計資料 廃棄物関連統計資料 防災関連統計資料 給水関連統計資料(法案等) 社会福祉関連資料および統計 エネルギー関連資料

2. 自治体選定・案件選定クライテリアの例 (USAID-GEM)

FORM A-1 – Proponent Screening ( LGUs)

GROWTH WITH EQUITY IN MINDANAO 2 (GEM 2) PROGRAM  
A Project of the United States Agency for International Development  
THE LOUIS BERGER GROUP, Inc.

Community Infrastructure Program  
SCREENING CRITERIA

**Proponent Information**

Name of LGU and Location: \_\_\_\_\_  
Name of Signing Official and Designation: \_\_\_\_\_  
Contact Numbers: (please provide at least 3 mobile phone numbers) \_\_\_\_\_

**A. Institutional Capacity**

**A.1. Governance**

Is there a functioning and operating organizational structure? \_\_\_\_\_  Yes  No  
Is there a functional barangay/municipal building? \_\_\_\_\_  Yes  No  
Is the existing barangay/municipal building being used for regular official functions? \_\_\_\_\_  Yes  No

**A.2. Maintenance Committee**

Maintenance Committee Members (list names and designation): \_\_\_\_\_  Yes  No

1. \_\_\_\_\_ 3. \_\_\_\_\_ 5. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_ 4. \_\_\_\_\_

Level of capability in fulfilling maintenance requirements of existing and proposed infra projects  High  Ave  Low

**A.3. Systems/Policy<sup>1</sup>**

Does the proponent...

...commit to provide the required counterpart? (about 25% of project cost) \_\_\_\_\_  Yes  No  
...agree to establish a Project Maintenance Account Fund at a GFI or local bank? \_\_\_\_\_  Yes  No  
...agree to deposit funds for future operation and maintenance requirements? \_\_\_\_\_  Yes  No  
...agree to abide by GEM's environmental check and mitigation plan? \_\_\_\_\_  Yes  No  
...agree to abide by GEM's 5-year O&M<sup>2</sup>? (to include the collection of user fees and routine inspections)? \_\_\_\_\_  Yes  No  
...commit to organize the appropriate management committees for O&M? \_\_\_\_\_  Yes  No  
...commit to submit Annual O&M Reports (semi-annual for roads, quarterly for water syst. during years 1&2)? \_\_\_\_\_  Yes  No  
...agree to prepare a Semi-Annual Maintenance History Report?(for roads) \_\_\_\_\_  Yes  No  
...agree to facilitate site meetings, presentations, ceremonies etc. related to the subproject? \_\_\_\_\_  Yes  No  
...agree to appoint a Community Maintenance Inspector and an alternate? *if yes, please specify names.*  
Community Maintenance Inspector: \_\_\_\_\_  
Alternate: \_\_\_\_\_

**B. Financial Resources**

Does the LGU commit to submitting an IRA Utilization Report (excerpts only - referring to infra maintenance; previous year/s; audited)? If yes, please indicate guaranteed date for submission: \_\_\_\_\_  Yes  No  
Does the LGU commit to submitting a maintenance plan budget? \_\_\_\_\_  Yes  No

**C. Facilities/Equipment**

Are simple, appropriate, functioning tools available at or near the site, in the custody of designated personnel?  Yes  No  
Does the LGU own functioning light and heavy maintenance equipment? (including disinfection eqpt for water supply)  Yes  No  
*If yes, please enumerate (in a separate sheet, if necessary) and submit receipt of purchase or official inventory (guaranteed date of submission: \_\_\_\_\_):*  
1. \_\_\_\_\_ 4. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_ 5. \_\_\_\_\_

**D. Experience (Please use a separate sheet, if necessary)**

Previous Projects	Aid Received	Level of Performance		
		High	Ave	Low
ODA Funded:				
USAID				
ADB				
World Bank				
Other Donors, if any (pls. specify): _____				
GOP Funded (pls. enumerate, i.e. DAR,DSWD,Prov., etc.): _____				

Evaluated By: \_\_\_\_\_  
GEM

Concurred By: \_\_\_\_\_  
LGU

Date: \_\_\_\_\_

Witness: \_\_\_\_\_

<sup>1</sup> If the barangay is incapable of undertaking the operation and maintenance of the facilities (especially for water supply systems) the municipality or province must provide their written agreement to undertake the maintenance and operational responsibilities.

<sup>2</sup> 3 years for culverts, footbridges, drainage and irrigation

GROWTH WITH EQUITY IN MINDANAO 2 (GEM 2) PROGRAM  
 A Project of the United States Agency for International Development  
 THE LOUIS BERGER GROUP, Inc.

**Community Infrastructure Program**  
 SCREENING CRITERIA

**Project Information:**

Proposed Project:  
 Location:  
 Proponent:

**I. General Criteria**

Is the project listed as priority for implementation in the Municipal Development Plan? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the project cost not more than the GEM approved budget per CIP project? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the proposed project site reasonably accessible? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Are there no right-of-way problems? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Can the security of GEM staff and other personnel who will be part of the implementation (surveyors, contractors, etc.) be reasonably assured in the project area?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Are there no significant adverse environmental impact identified (i.e., no forest, corals, unique species, etc)?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the project technically sound and requires a non-complicated design? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will the project serve as catalyst for economic growth in the area? -----	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
Does it serve specific neighborhood or community need/opportunity? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is it located in a population center or on well-traveled, accessible route? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Does it solve 100% of the defined need/opportunity? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No

**II. Specific Project-type Criteria**

**a. Roads/Drainage**

Will the project NOT involve a new road construction (road opening) or concreting? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will gravelling convert the existing seasonal to all-weather road? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there regular traffic or projected traffic diversion through the route? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Does the existing road connect one community to another? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will the project provide new or improved linkages to the market? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Does the project connect to other existing roads and highways? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will the existing road be passable after the construction of the drainage culvert is completed? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the roadway covered under the barangay/municipal existing road maintenance plan? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the road beyond a 5 km radius from a forested area? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Does the road NOT lead to a forested area? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No

**b. Domestic Water Supply**

Will the project involve new Level I/II spring development or rehabilitation? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the spring discharge at least 1 lps during dry season? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will the project serve at least 50 households? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there an existing (or does the proponent commit to) organizing a Water Association and Water Committee?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Has the proponent committed to passing a Municipal Ordinance prohibiting illegal connections into the Level 2 water system and providing for sanctions against violators?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there an existing (or does the proponent commit to passing a) resolution declaring 1 km radius from the spring source as protected watershed area?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No

**c. Boat Landing**

Will the length of the boat landing be not more than 100 m? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Are the target beneficiaries numbering at least 100 households? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there a regular traffic of at least 10 cargo/passenger boats (10-tonner cap.) docking per day? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there an existing (or does the proponent commit to) organizing a Boat Landing Committee? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there an existing (or does the proponent commit to passing a) resolution for foreshore area allocation? (applicable to all areas except Region IX)	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there an existing (or does the proponent commit to securing a) DENR Foreshore Lease Agreement? (applicable for projects in Region IX)	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will there be no affected mangroves and corals within 100-m radius from the proposed site? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No

**d. Irrigation**

Will the project involve the rehabilitation/improvement of a component of an existing CIS? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the water supply adequate for the target area? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Does the existing CIS serve a total irrigable area of at least 50 hectares? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Are there no problems on right-of-way, salinity, mine tailings on the water source? -----	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there a functioning maintenance unit and system under the existing irrigators' association?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No



e. Trading Center

Is there an on-going weekly trading activity?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the proposed site the traditional "taboan" area?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the proposed location accessible and not more than 100 meters from the nearest passable access road?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the proposed site publicly-owned?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Does the proposed site have a minimum lot area of 400 sq.m.?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there an existing (or does the proponent commit to organizing a) Trading Center Committee?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No

f. Post-harvest facilities

Is the proponent coop engaged in regular trading activities? (applicable for warehouse projects)	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the proposed site area owned by the recipient organization?	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<i>For Grains:</i>				
Is the production area for rice, corn and other high value crops at least 50 hectares?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is majority of the production area owned by the coop members?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will the grains warehouse and solar dryer be located at the center or not more than 50 meters from the production area?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the proposed warehouse location accessible to the farmers (not more than 100 meters from the nearest passable access road for grains warehouse)?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is the proposed site area at least 1,000 sq.m.?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
<i>For Seaweed:</i>				
Is the production area at least 10 hectares?	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
Is there an existing (or does the proponent commit to passing a) resolution for foreshore area allocation? (applicable to areas except Region IX)	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there an existing (or does the proponent commit to securing a) DENR Foreshore Lease Agreement? (applicable for drying facilities constructed foreshore in Region IX)	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Are there no affected mangroves and corals within 100-m radius from the proposed site? (for seaweed dryers)	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No

g. Footbridge

Will the length of the proposed footbridge be not more than 50 meters?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Is there a regular pedestrian flow of at least 500/day along the route?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Will the footbridge connect one community to the municipal center or larger community or to the nearest access road?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No
Are the target beneficiaries numbering at least 100 households?	<input type="checkbox"/>	Yes	<input type="checkbox"/>	No

Evaluated By: \_\_\_\_\_  
GEM

Concurred By: \_\_\_\_\_  
LGU

Date: \_\_\_\_\_

Witness: \_\_\_\_\_